

令和 6 年 第 1 回

市 議 会 定 例 会 資 料

目 次

| | | |
|-------------|-------|-------|
| 議案第 1 号關係 | ----- | 5 |
| 議案第 2 号關係 | ----- | 6 |
| 議案第 3 号關係 | ----- | 1 6 |
| 議案第 4 号關係 | ----- | 1 7 |
| 議案第 1 2 号關係 | ----- | 1 8 |
| 議案第 1 3 号關係 | ----- | 2 2 |
| 議案第 1 4 号關係 | ----- | 3 1 |
| 議案第 1 5 号關係 | ----- | 3 4 |
| 議案第 1 6 号關係 | ----- | 3 7 |
| 議案第 1 7 号關係 | ----- | 6 7 |
| 議案第 1 8 号關係 | ----- | 8 5 |
| 議案第 1 9 号關係 | ----- | 1 0 2 |
| 議案第 2 0 号關係 | ----- | 1 1 0 |
| 議案第 2 1 号關係 | ----- | 1 1 4 |
| 議案第 2 2 号關係 | ----- | 1 5 5 |
| 議案第 2 3 号關係 | ----- | 1 6 6 |
| 議案第 2 4 号關係 | ----- | 1 8 2 |
| 議案第 2 5 号關係 | ----- | 1 9 2 |

| | | |
|-------------|-------|-------|
| 議案第 2 6 号關係 | ----- | 1 9 5 |
| 議案第 2 7 号關係 | ----- | 2 0 7 |
| 議案第 2 8 号關係 | ----- | 2 1 1 |
| 報告第 1 号關係 | ----- | 2 2 1 |

令和6年第1回定例会補正予算の主な事業の概要（専決処分）

一般会計（令和5年度 補正第12号）
（歳出）

（単位：千円）

| 項番 | (款 項 目) 事業名 (主 管 課) | 補 正 額 | 明 説 | | | | |
|----|--|---------|--|------|-----|-----|------|
| | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 1 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 | 410 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | 410 | | | | | | |
| | 職員給与費 (職員課) (繰越明許費) | | 住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税及び住民税均等割のみ課税の子育て世帯に対することも加算を含む。）の支給事務に従事する職員の時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 2 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 | 690,000 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | 690,000 | | | | | | |
| | 物価高騰対応重点支援給付金 (生活支援課) (繰越明許費) | | 住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税及び住民税均等割のみ課税の子育て世帯に対することも加算を含む。）を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 3 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 | 22,840 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | 22,840 | | | | | | |
| | 物価高騰対応重点支援給付金給付事務費 (生活支援課) (繰越明許費) | | 住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税及び住民税均等割のみ課税の子育て世帯に対することも加算を含む。）を支給することに伴い、報酬、共済費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |

令和6年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第13号)
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | (款 項 目) 事業名 (主 管 課) | 補 正 額 | 明 明 | | | | |
|----|--|---------|---|------|---------|---------|------|
| | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 1 | (款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財政管理費 ふるさと基金積立金 (財政課) | 100,000 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 100,000 | | |
| | | | 株式会社ジェイコム湘南・神奈川の特別配当金を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 2 | (款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財政管理費 財政調整基金積立金 (財政課) | 191,503 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 191,503 | |
| | | | 令和5年度普通交付税の12月追加交付のうち、臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための財源として措置された額を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 3 | (款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費 公共施設等再編整備基金積立金 (資産経営課) | 178 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 178 | | |
| | | | 寄附金等を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 4 | (款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費 まち・ひと・しごと創生基金積立金 (総合政策課) | 14,100 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 14,100 | | |
| | | | 企業版ふるさと納税による寄附金を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 5 | (款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費 文化振興基金積立金 (文化推進課) | 114 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | △ 8 | 122 | |
| | | | 寄附金等を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 6 | (款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費 姉妹都市交流基金積立金 (秘書課) | 62,663 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 62,663 | | |
| | | | 株式会社ジェイコム湘南・神奈川の特別配当金のほか、寄附金を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 7 | (款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費 社会保障・税番号制度推進事業費 (市民課) (繰越明許費) | 44,330 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | 44,330 | | | | |
| | | | 国の補正予算を活用し、住民票等に氏名等の振り仮名を記載し、マイナンバーカードの氏名等への振り仮名及びローマ字表記等を実施するため、住民基本台帳システム及び戸籍の附票システムの改修を行うことに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |

令和6年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第13号)
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | (款 項 目) 事業名 (主 管 課) | 補 正 額 | 説 明 | | | | |
|----|--|---------|--|------|-----|--------|------|
| | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 8 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 社会福祉基金補助金 (地域福祉課) | 313 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 313 | | |
| | | | 寄附金を社会福祉協議会が管理する社会福祉基金に積み立てるため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 9 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 国民健康保険事業保険基盤安定繰出金 (保険年金課) | 133,226 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | 24,075 | | 75,843 | | | 33,308 | |
| | | | 低所得者に対して行う国民健康保険料の軽減相当額について、当初の見込みより増額となったことに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 10 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課) | 1,019 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 1,019 | |
| | | | 国民健康保険事業特別会計における財政安定化支援事業に要する経費を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 11 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 介護保険事業特別会計繰出金 (介護保険課) | 18,800 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 18,800 | |
| | | | 介護保険事業特別会計における介護サービス諸費、審査支払手数料の増額に伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 12 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 重層的支援体制整備事業費 (地域福祉課) | 5,633 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 5,633 | |
| | | | 令和4年度の精算に伴う重層的支援体制整備事業交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 13 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 生活困窮者自立支援事業費 (地域福祉課) | 16,196 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 16,196 | |
| | | | 令和4年度の精算に伴う生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 14 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金返還金 (地域福祉課) | 12,940 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 12,940 | |
| | | | 令和4年度の精算に伴う新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |

令和6年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第13号)
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | (款 項 目) 事業名 (主 管 課) | 補 正 額 | 明 示 | | | | |
|----|---|--------|--|--------|--------|--------|------|
| | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 15 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金支給事務費返還金 (地域福祉課) | 1,546 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 1,546 | |
| | | | 令和4年度の精算に伴う新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 16 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費 障がい者福祉管理経費 (障がい福祉課) | 58,389 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 26,993 | 31,396 | |
| | | | 令和4年度の精算に伴う障害者自立支援給付費等国庫負担金等を返還するほか、事業者が請求誤りにより過払いとなった給付費を市へ返還することに伴い、同給付費の財源として歳入した過年度分の国庫負担金を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 17 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費 障害者ふれあい活動ホーム運営経費 (障がい福祉課) (繰越明許費) | 12,804 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | 10,200 | | 2,604 | |
| | | | ふれあい活動ホーム赤羽根について、外壁タイル改修工事を行うため、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 18 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費 介護給付費 (障がい福祉課) | 22,529 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | 11,264 | 5,632 | | 5,633 | |
| | | | 居宅介護、重度訪問介護、療養介護、生活介護等の利用件数の増加等に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 19 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費 訓練等給付費 (障がい福祉課) | 25,710 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | 12,854 | 6,427 | | 6,429 | |
| | | | 共同生活援助、就労継続支援A型等の利用件数の増加等に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 20 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費 地域生活支援事業費 (障がい福祉課) | 14,046 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | 7,022 | 3,511 | | 3,513 | |
| | | | 移動支援事業、日中一時支援事業の利用件数の増加等に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 21 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費 重層的支援体制整備事業費 (高齢福祉課) | 1,973 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 1,973 | |
| | | | 令和4年度の精算に伴う重層的支援体制整備事業交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |

令和6年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第13号)
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | (款 項 目) 事業名 (主 管 課) | 補 正 額 | 説 明 | | | | |
|----|--|--------|--|------|--------|--------|------|
| | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 22 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 民間保育所運営補助事業費 (保育課) | 22,798 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 22,798 | |
| | | | 令和3年度及び4年度の精算に伴う子ども・子育て支援交付金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 23 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 一時預かり事業費 (保育課) | 9,580 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | 3,193 | | 3,193 | | | 3,194 | |
| | | | 一時預かり事業費について、対象施設及び利用件数の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 24 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 小児医療費助成事業費 (こども政策課) | 39,823 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | 9,492 | | | 30,331 | |
| | | | 小児医療費助成事業について、助成対象となる医療費の増加に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 25 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 子育て短期支援事業費 (こども政策課) | 150 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | 50 | | 50 | | | 50 | |
| | | | 子育て短期支援事業について、利用件数の増加に伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 26 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 養育医療給付事業費 (こども政策課) | 1,206 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 1,206 | |
| | | | 令和4年度の精算に伴う未熟児養育医療費国庫負担金及び同県費負担金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 27 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 子ども未来応援基金積立金 (こども政策課) | 20,233 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 14,587 | 5,646 | |
| | | | 寄附金等を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 28 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 ファーストプレゼント事業費 (こども政策課) (繰越明許費) | 8,689 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 2,896 | 5,793 | |
| | | | ファーストプレゼント事業について、利用件数の増加に伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |

令和6年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第13号)
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | (款 項 目) 事業名 (主 管 課) | 補 正 額 | 説 明 | | | | |
|----|--|---------|---|------|--------|---------|------|
| | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 29 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費 民間保育所等運営事業費 (保育課) | 515,156 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | 240,154 | | 94,607 | | 16,278 | 164,117 | |
| | | | 国が定める公定価格の改定及び入園児童数の増加に伴い、委託料を増額するほか、令和4年度の精算に伴う子どものための教育・保育給付交付金等の過配分を返還することに伴い、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 30 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費 施設型給付費 (保育課) | 197,307 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | 103,514 | | 51,489 | | | 42,304 | |
| | | | 国が定める公定価格の改定及び入園児童数の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 31 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費 地域型保育給付費 (保育課) | 67,542 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | 38,426 | | 13,782 | | | 15,334 | |
| | | | 国が定める公定価格の改定及び入園児童数の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 32 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費 施設等利用費 (保育課) | 16,974 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 16,974 | |
| | | | 令和2年度及び4年度の精算に伴う子育てのための施設等利用給付交付金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 33 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費 子育て世帯生活支援特別給付金返還金 (こども政策課) | 54,950 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 54,950 | |
| | | | 令和4年度の精算に伴う新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 34 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費返還金 (こども政策課) | 32,183 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 32,183 | |
| | | | 令和4年度の精算に伴う新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 35 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉施設費 保育園施設維持管理経費 (保育課) | 10,771 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 10,771 | |
| | | | 国が定める公定価格の改定及び入園児童数の増加に伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |

令和6年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第13号)
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | (款 項 目) (事 業 名 課) (主 管) | 補 正 額 | 明 明 | | | | |
|----|-------------------------------------|---------|--|------|-----|-----|---------|
| | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 36 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉施設費 | 2,830 | | | | | 2,830 |
| | 児童指導育成経費 (保育課) | | 公立保育園について、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこと等による提供食数の増加に伴い、賄材料費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 37 | (款) 民生費 (項) 生活保護費 (目) 生活保護総務費 | 122,342 | | | | | 122,342 |
| | 生活保護総務管理経費 (生活支援課) | | 令和4年度の精算に伴う生活保護費国庫負担金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 38 | (款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費 | 719 | 719 | | | | |
| | 予防接種健康被害救済事業費 (健康増進課) | | 予防接種法に基づく予防接種を受けたことによる健康被害について、厚生労働大臣より認定されたことに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 39 | (款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 | 13,600 | | | | | 13,600 |
| | 感染症予防事業費 (保健予防課) | | 令和4年度の精算に伴う感染症予防事業費等負担金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 40 | (款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 | 7,151 | | | | | 7,151 |
| | 感染症発生動向調査事業費 (保健予防課) | | 令和4年度の精算に伴う感染症予防事業費等負担金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 41 | (款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 | 15,321 | | | | | 15,321 |
| | 感染症患者医療費 (保健予防課) | | 令和4年度の精算に伴う感染症医療費負担金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 42 | (款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 | 1,670 | | | | | 1,670 |
| | 風しん抗体検査事業費 (保健予防課) | | 令和4年度の精算に伴う疾病予防対策事業費等補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |

令和6年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第13号)
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | (款 項 目) 事業名 (主 管 課) | 補 正 額 | 説 明 | | | | |
|----|---|---------|---|------|--------|--------|------|
| | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 43 | (款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保健予防課) | 10,887 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 10,887 | | |
| | | | 新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養に係る県との連携事業について、令和3年度及び4年度の額が確定し、県への過払い分が市へ返還されることに伴い、その財源として歳入した同感染症緊急包括支援補助金(医療分)を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 44 | (款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費 母子相談事業費 (こども育成相談課) | 3,668 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | 1,833 | | 1,020 | 815 | |
| | | | 産後ケア事業について、宿泊型の導入や利用者負担割合の軽減、利用回数の増加等の拡充により利用希望者が増加したことに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 45 | (款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (こども育成相談課) | 2,746 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 2,746 | |
| | | | 令和4年度の精算に伴う母子保健衛生費国庫補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 46 | (款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費 太陽光発電設備普及啓発基金積立金 (環境政策課) | 1,454 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 1,378 | 76 | |
| | | | 売電収入、寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 47 | (款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健所費 保健所管理運営経費 (保健企画課) | 1,137 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 189 | 948 | |
| | | | 保健所庁舎について、燃料価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 48 | (款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費 清掃総務管理経費 (資源循環課) | 236 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 236 | | |
| | | | 指定ごみ袋の販売手数料について、当初の想定を上回る販売件数が見込まれるため、手数料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 49 | (款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費 ごみ減量化・資源化基金積立金 (資源循環課) | 144,363 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 76,741 | 67,622 | |
| | | | 有価物売却代金、寄附金等を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |

令和6年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第13号)
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | (款 項 目) 事業名 (主 管 課) | 補 正 額 | 説 明 | | | | |
|----|--|--------|--|------|--------|-------|--------|
| | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 50 | (款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費 動物死体処理経費 (環境事業センター) | 228 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 228 | |
| | | | 動物死体処理経費について、当初の想定を上回る処理件数が見込まれるため、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 51 | (款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費 焼却炉経費 (環境事業センター) | 2,913 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 2,913 | |
| | | | ごみ焼却処理施設について、発電機停止期間の増加により買電量が増加したことに伴い、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 52 | (款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路維持費 道路舗装修繕事業費 (道路管理課) (繰越明許費) | 88,863 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | 31,673 | | 57,100 | | 90 |
| | | | 市道の安全性の確保を図るため、国の補正予算を活用し、老朽化により損傷した舗装の修繕を進めることに伴い、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 53 | (款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費 道路照明灯等関係経費 (道路管理課) (繰越明許費) | 26,818 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | 5,000 | | 21,800 | | 18 |
| | | | 自転車利用者等の安全性向上を図るため、国の補正予算を活用し、自転車走行空間の整備を進めることに伴い、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 54 | (款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費 行谷芹沢線道路改良 (道路建設課) (繰越明許費) | 8,107 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | 3,085 | | 4,900 | | 122 |
| | | | 行谷芹沢線道路改良事業について、歩行者、自転車等の安全性及び利便性向上を図るため、国の補正予算を活用し、道路拡幅及び歩道設置を進めることに伴い、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 55 | (款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 橋りょう維持費 橋りょう等長寿命化推進事業費 (道路建設課) (繰越明許費) | 65,661 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | 12,650 | | 41,500 | | 11,511 |
| | | | 橋りょう等の長寿命化を推進するとともに、安全性・利便性を維持するため、国の補正予算を活用し、橋りょう等の定期点検を行うほか、神明歩道橋等の修繕工事を実施することに伴い、委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 56 | (款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費 香川駅周辺整備事業費 (拠点整備課) (繰越明許費) | 3,499 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | △ 3,837 | | 6,400 | | 936 |
| | | | 香川駅周辺整備事業について、当初の想定より減額となった補償算定等に係る委託料及び公有財産購入費を減額するとともに、用地買収に伴う補償費の増額に伴い、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |

令和6年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第13号)
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | (款 項 目) 事業名 (主 管 課) | 補 正 額 | 明 説 | | | | |
|----|--|---------|---|------|---------|-------|------|
| | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 57 | (款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費 緑のまちづくり基金積立金 (景観みどり課) | 143 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | △ 314 | 457 | |
| | | | 寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 58 | (款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費 森林環境譲与税基金積立金 (景観みどり課) | 605 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 605 | |
| | | | 令和4年度に事業の財源として繰り入れた同基金繰入金について、対象事業の執行の結果余剰となった額を同基金に積み戻すことに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 59 | (款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費 消防施設設備維持管理経費 (消防総務課) (繰越明許費) | 10,296 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 7,700 | 2,596 | |
| | | | 消防署松林出張所について、外壁タイル改修工事を行うため、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 60 | (款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費 事務局管理経費 (教育総務課) | 4,219 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | 4,219 | |
| | | | 小学校及び中学校並びに公民館等における各種活動の増加等により、処理を依頼するごみの排出量が増加したことに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 61 | (款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費 教育事務委託負担金 (学務課) (繰越明許費) | 27,876 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 19,200 | 8,676 | |
| | | | 藤沢市への教育事務委託負担金について、学校管理費及び事務局費等の不足のほか、国の補正予算を活用し藤沢市が実施する大庭小学校グラウンド整備工事等により不足が生じるため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 62 | (款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費 学校施設整備基金積立金 (教育施設課) | 1,566 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | 1,542 | 24 | |
| | | | 寄附金等を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 63 | (款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費 学校施設整備事業費 (教育施設課) (繰越明許費) | 178,688 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | 29,046 | | 149,400 | | 242 |
| | | | 国の補正予算を活用し、円蔵小学校のトイレ改修工事、小出小学校及び円蔵小学校の屋内運動場照明設備改修工事を行うため、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |

令和6年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第13号)
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | (款 項 目) | 補 正 額 | 説 明 | | | | |
|----|--|---------|--|-------|---------|-----|--------|
| | (事 業 名) | | (主 管 課) | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 |
| 64 | (款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 教育振興費 | 26,620 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | 11,254 | | 11,900 | | 3,466 |
| | 特別支援学級関係経費 (学校教育指導課) (繰越明許費) | | 市内の特別支援学級における在籍児童数の平準化を図るため、国の補正予算を活用し、香川小学校に特別支援学級を設置することに伴い、消耗品費、工事請負費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 65 | (款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 学校管理費 | 497,416 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | 78,344 | | 417,500 | | 1,572 |
| | 学校施設整備事業費 (教育施設課) (繰越明許費) | | 国の補正予算を活用し、第一中学校及び西浜中学校のトイレ改修工事、西浜中学校ほか7校の屋内運動場照明設備改修工事、梅田中学校のグラウンド他改修工事、西浜中学校及び鶴が台中学校の空調設備改修工事を行うため、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| 66 | (款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 青少年対策費 | 35,992 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | | 35,992 |
| | 放課後児童健全育成事業費 (青少年課) | | 令和3年度及び4年度の精算に伴う子ども・子育て支援交付金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |

令和6年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計(令和5年度 補正第4号)
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | (款 項 目) | 補 正 額 | 説 明 | | | | |
|----|--------------------------|---------|-----------------------------------|------|-----|-----|---------|
| | (事 業 名) | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 1 | (目) 国民健康保険運営基金 | 350,020 | | | | 20 | 350,000 |
| | (項) 国民健康保険運営基金 | | 前年度繰越金及び利子を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 | | | | |
| | (款) 国民健康保険運営基金 | | *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | |
| | (目) 国民健康保険運営基金 | | | | | | |
| | 国民健康保険運営基金積立金 (保険年金課) | | | | | | |

令和6年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和5年度 補正第4号)
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | (款 項 目) 事業名 (主 管 課) | 補 正 額 | 明 細 | | | | |
|----|--|---------|--------|--------|-----|--------|--------|
| | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 1 | (款) 保険給付費 (項) 保険給付費 (目) 介護サービス諸費 介護サービス諸費 (介護保険課) | 150,000 | 30,168 | 21,732 | | 59,250 | 38,850 |
| | 介護サービス諸費について、利用実績の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | | | |
| 2 | (款) 保険給付費 (項) 保険給付費 (目) 審査支払手数料 審査支払手数料 (介護保険課) | 400 | 87 | 51 | | 158 | 104 |
| | 神奈川県国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料について、介護給付費の点検や審査件数の増加に伴い、手数料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | | | |
| 3 | (款) 介護保険運営基金 (項) 介護保険運営基金 (目) 介護保険運営基金 介護保険運営基金積立金 (介護保険課) | 476 | 476 | | | | |
| | 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度に減免を実施した介護保険料の減収分について、その財源となる特別調整交付金が追加交付されたことに伴い、減収分を繰り入れていた基金に同交付金を積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | | | |
| 4 | (款) 諸支出金 (項) 繰出金 (目) 一般会計繰出金 一般会計繰出金 (高齢福祉課) | 2,533 | | | | | 2,533 |
| | 地域包括支援センター運営経費への国及び県の重層的支援体制整備事業費交付金の追加交付に合わせ、特別会計が負担すべき費用が増加することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年1月24日) | | | | | | |

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

障がい者に係る表彰制度の廃止に伴い、茅ヶ崎市障害者表彰審査委員会を廃止するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第203条の2第5項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市障害者表彰審査委員会は、廃止することとした。（別表関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（附則第2項関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|----------------------|----------------------------|--|-------|----------------------|----------------------------|--|-------|
| 別表（第2条関係） | | | | 別表（第2条関係） | | | |
| 附属機関 の属する 執行機関 | 附属機関 | 設置目的 | 委員の数 | 附属機関 の属する 執行機関 | 附属機関 | 設置目的 | 委員の数 |
| 市 長 | 略 | 略 | 略 | 市 長 | 略 | 略 | 略 |
| | 茅ヶ崎市障害者 保健福祉計画推 進委員会 | 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画 の策定及び変更並びに当該計 画に基づく事業の推進に関す る事項につき市長の諮問に応 じて調査審議し、その結果を 答申し、又は建議すること。 | 20人以内 | | 茅ヶ崎市障害者 保健福祉計画推 進委員会 | 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画 の策定及び変更並びに当該計 画に基づく事業の推進に関す る事項につき市長の諮問に応 じて調査審議し、その結果を 答申し、又は建議すること。 | 20人以内 |
| | 略 | 略 | 略 | | 茅ヶ崎市障害者 表彰審査委員会 | 障害者の表彰に関する事項に つき市長の諮問に応じて調査 審議し、その結果を答申する こと。 | 10人以内 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|--|----|-----|--|----|--------|
| (茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) | | | (茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) | | |
| 別表第1 (第1条関係) | | | 別表第1 (第1条関係) | | |
| 区分 | 単位 | 報酬額 | 区分 | 単位 | 報酬額 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 障害者保健福祉計画 推進委員会委員 | 略 | 略 | 障害者保健福祉計画 推進委員会委員 | 略 | 略 |
| | | | 障害者表彰審査委員 会委員 | 日額 | 5,000円 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 備考 略 | | | 備考 略 | | |

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○茅ヶ崎市附属機関設置条例

（設置）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

○茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

（報酬）

第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1のとおりとする。

2 年額で定める報酬は年度末に、月額で定める報酬はその月の21日までに、日額で定める報酬は職務に従事した都度支給する。ただし、特別の事情があるときは、年額で定める報酬は分割して、日額で定める報酬は一括して支給することができる。

3 年額で定める報酬は、年の中途において就職し、又は退職し、若しくは死亡した場合は、その者の在職期間に応じて月割計算によって支給する。この場合において、1月未満の端数は1月とする。

4 月額で定める報酬は、就職した場合はその日から日割計算によって支給し、退職し、又は死亡した場合はその月分の全額を支給する。

5 任期満了により退職した者が再び就職した場合における前2項の規定の適用については、引き続き在職したものとみなす。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項

3 条例の概要

- (1) 特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報について、新たに定義することとした。
（第2条関係）
- (2) 規定を整備することとした。（第4条関係）
- (3) この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (4) <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第4条 略 2 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u> _____ を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u> _____ であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 略 4 略</p> | <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (4) (個人番号の利用範囲) 第4条 略 2 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 略 4 略</p> |

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）第1条の規定による改正後のもの）

（利用範囲）

第九条 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。）がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百九十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号（同条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び当該利用特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であって、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十四項、第七十条の二の二第十九項若しくは第七十条の二の三第十六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項その他の法令又は条例の規定によ

り、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

6 前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報^{せいどくじんじょうほう}の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和三十五年法律第四十四号）第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。）。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十二号に規定する場合を除く。）。

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

四 一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

五 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報等を提供するとき。

六 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

七 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

八 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。）のうち特定個人番号利用事務（同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、特定個人番号利用事務を処理するために、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、そ

の者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、当該利用特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

- 九 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。
- 十 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第七十二条の五十八、第三百七十七条、第三百二十五条又は第七百三十九条の五第七項の規定その他政令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）又は国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税若しくは森林環境税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 十一 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- 十二 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第四項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 十三 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。
- 十四 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。
- 十五 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。
- 十六 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 十七 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律の一部改正）
第十三条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律（平成十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。
八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項の規定に基づく同法第二条第七項の個人番号カード（以下この号及び次号において「個人番号カード」という。）の交付の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し、同法第十七条第四項の規定に基づく同項の届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び同項において準用する同法第三条の返還に係る個人番号カードの引渡し、同法第五条の規定に基づく同項の届出の受付並びに同法第七項の規定に基づく個人番号カードの返納の受付

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく個人番号カードの交付に当たり、市町村長（特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）が電子情報処理組織（当該市町村長の使用に係る電子計算機入力装置を含む。以下この号において同じ。）と当該郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができする方法によって本人確認の措置（同項後段の措置をいう。以下この号及び次号第一項において同じ。）を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡その他の事務

第三条第一項第二号中「必要な施設及び設備」の下に「前条第九号に掲げる事務にあつては、本人確認の措置を適正かつ確実に行うために必要な施設及び設備を含む。」を加え、同項第三号中「必要な措置」の下に「前条第九号に掲げる事務にあつては、本人確認の措置を適正かつ確実に行うために必要な措置を含む。」を加える。
第十四条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第三条第一項」の下に「及び第三条の第二項」を加え、「同項」を「同法第三条第一項」に改め、「同条第三項」の下に「及び同法第三条の第二項において準用する同法第三条第三項（同法第三条の第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）を加え、「及び」を「並びに」に、「同条第四項」を「同法第三条第四項及び同法第三条の第二項において準用する同法第三条第四項（同法第三条の第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に改め、「第三条第三項」の下に「及び同法第九條第七号中「第二項」において準用する同法第三条第三項」を加え、同条第七号中「第二項」の下に「及び同法第二十二條の第二項」を加え、「同項」を「同法第二十二條第一項」に改め、「同条第三項」の下に「及び同法第二十二條の第二項」において準用する同法第二十二條第三項（同法第二十二條の第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）を加え、「及び」を「並びに」に、「同条第四項」を「同法第二十二條第四項及び同法第二十二條の第二項において準用する同法第二十二條第四項（同法第二十二條の第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に改め、「第二十二條第三項」の下に「及び同法第二十二條第八号中「特別区の区長を含む。以下この号において同じ。」を削り、「本人確認の措置（同項後段の措置をいう。以下この号及び次条第一項において同じ。）を「同項第二号に掲げる措置（以下この号及び次条第一項において「第二号措置」という。）に、「当該本人確認の措置」を「当該第二号措置」に改める。
第三条第一項第二号及び第三号中「本人確認の措置」を「第二号措置」に改める。

（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部改正）
第十五条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和五年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録」に改め、同条第一項中「この項の規定による同意の取得及び情報の提供」を「国税庁長官、厚生労働大臣その他この項の規定による事務」に「係るもの」を「係るもの（以下「利用口座情報」という。）に改め、同項第二号中「第九条」を「次条第三項及び第九条」に改め、同条第二項中「情報」を「利用口座情報」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録の特例）

第五条の二 前条第一項に規定する行政機関の長等（厚生労働大臣その他この項の規定による事務を適切に行い得るものと認められる者としてデジタル庁令で定めるもの）は、同条第一項の規定によるものほか、利用口座情報を保有している場合において、デジタル庁令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項及び当該預貯金者に係る利用口座情報を内閣総理大臣に提供することについて同意するかどうかを回答するよう求める旨を記載した書面を次に規定する方法により送付した上で、当該預貯金者から同意を得たとき（第二号の規定により同意をしたものとして取り扱われることとなる場合を含む。）は、当該預貯金者に係る利用口座情報を内閣総理大臣に提供することができる。

一 当該同意をした場合において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは、公的給付支給等口座登録簿に第三条第三項各号に掲げる事項が記録されること。

二 当該書面が到達した日から起算して三十日以上が経過した日までの期間としてデジタル庁令で定める期間を経過するまでの間に同意又は不同意の回答がないときは、当該同意をしたものとして取り扱われることとなること。

三 前条第一項第二号に掲げる事項

2 前項の規定による預貯金者への送付は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書使の業務のうち書留郵便に準ずるものとしてデジタル庁令で定めるものに付し、かつ、前項に規定する回答を行うために必要なものとしてデジタル庁令で定めるものを添付して行うものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による利用口座情報の提供を受けた時点において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは当該預貯金者を第三条第二項の申請をした者とみなして同条第一項の登録をし、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者であるときはデジタル庁令で定める方法により当該預貯金者に対しその旨及び当該預貯金者に係る公的給付支給等口座情報は変更されない旨を通知するものとする。この場合において、同条第四項中「その旨」とあるのは、「その旨及び第五条の第二項の規定により利用口座情報の提供を受けた旨」と読み替えて、同項の規定を適用する。
4 国庫は、予算の範囲内で、第一項の規定による事務の執行に要する費用を負担する。
5 日本年金機構への事務の委託）
第五条の三 厚生労働大臣は、第五条第一項及び前条第一項の規定による事務（日本年金機構が行うこととされている公的給付の支給等に係る事務に限る。）を日本年金機構に行わせるものとする。

附則
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九條第二項の改正規定並びに第十三條の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十條の規定、公布の日

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九條第二項の改正規定並びに第十三條の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十條の規定、公布の日

別表第一の九十一の項の次に次のように加える。

九十一の二 出入国在留管理庁長官

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)による特別永住者証明書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の百五の項の次に次のように加える。

百五の二 国土交通大臣

マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)によるマンシヨン管理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の百十六の項の次に次のように加える。

百十六の二 厚生労働大臣

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による衛生検査技師名簿への登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の百十七の項の次に次のように加える。

百十七の二 総務大臣

国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の百三十の項の次に次のように加える。

百三十の二 都道府県知事又は国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十号)第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長

国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の百三十一の項中「支給」の下に「指定医の指定」を加える。
別表第二を削り、別表第一を別表とする。

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「掲げる事項」の下に「(外国人住民(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。)にあつては、第二号に掲げる事項を除く。)」を、「記載され」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加え、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 氏名の振り仮名(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。)

第九条第三項中「昭和二十二年法律第二百二十四号」を削る。
第十六条の二第二項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合(同項の市町村の長から機構に対し、その者について同項に規定する措置をとった旨の通知があつた場合に限る。)には、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するものとする。
第十六条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 住民基本台帳に記録されている者であつて前項の規定により第一項の申請を市町村の長を経由して行うもの(当該市町村の長により次条第二号に掲げる措置がとられた者に限る。)のうち個人番号カードの交付を速やかに受け取る必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることが出来る。

第十七条第一項中「前条第四項又は第五項」を「前条第五項から第七項まで」に、「同条第三項」を「機構若しくは同条第四項」に、「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第三項の申出をした者(交付市町村長により第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から機構に対しその旨の通知があつたものに限る。)に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、政令で定めるところにより、機構が、その者に対し、当該個人番号カードを送付することにより行う。
第十八条の二第二項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第七項並びに第十七条第三項」に改め、同条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。
第三十八条の八第一項中「第十六条の二」の下に「及び第十七条第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。
第四十四条中「第十六条の二第二項」の下に「及び第六項」を加え、「第四項まで及び第六項(同条第七項)を「第五項まで及び第七項(同条第八項)」に改める。

第三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。
第七条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 氏名の振り仮名(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。)

第十七条第二号の次に次の一号を加える。
二の二 氏名の振り仮名
第十七条に次の一号を加える。

八 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項
第二十条第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同表第二十条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項中「に掲げる事項及び」を「及び第八号に掲げる事項並びに」に改める。

第二十一条の三第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同表第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項中「に掲げる事項及び」を「及び第八号に掲げる事項並びに」に改める。

第十九条第八号中「別表第二の第一欄に掲げる者」を「別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。）のうち特定個人情報番号利用事務（同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることよって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの」に、「同表の第二欄に掲げる事務の」を「特定個人情報番号利用事務の」に改め、「が」の下に、「特定個人情報番号利用事務を処理するために」を加え、「同表の第三欄に掲げる者」を「当該特定個人情報番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルに保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報の」を「当該利用特定個人情報の」に、「同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報及び「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第九号中「別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人情報番号利用事務」に、「当該事務の内容に応じ」を「当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルに保有する者として」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第四章第二節の節名中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。
 第二十一条第二項中「より特定個人情報」を「より利用特定個人情報」に、「次に掲げる」を「当該利用特定個人情報」が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該利用特定個人情報記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があったと認める」に「対して特定個人情報」を「対して利用特定個人情報」に改め、同項各号を削る。
 第二十二條（見出しを含む。）から第二十四条までの規定中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。
 第二十六條の見出し中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める」とを削る。
 第四十四条中「第十七条第一項及び第三項（同条第四項）を「第十六条の二第二項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項（同条第七項）に改める。
 第五十二条中「若しくは職員」の下に「領事官であつてこれらの者以外の者を含む。」を加える。
 第五十六条中「第五十二条の三まで」の下に「及び第五十五条」を加える。
 別表第一の一の項中「又は」を「若しくは」に改め、「事務」の下に「又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務」を加え、同表の二の項の次に次のように加える。

二の二 総務大臣又は都道府県知事
 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

五の二 国土交通大臣
 船員法（昭和二十二年法律第百号）による衛生管理者適任証書又は救命艇手適任証書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十一の二 厚生労働大臣
 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の十四の項の次に次のように加える。
 十四の二 都道府県知事
 母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）による指定（同法第十五条第一項の指定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の十九の項の次に次のように加える。
 十九の二 厚生労働大臣
 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による認定（同法第五条の二第一項の認定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
 十九の三 司法試験委員会
 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）による司法試験予備試験の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十九の四 都道府県教育委員会
 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）による教育職員の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
 十九の五 厚生労働大臣又は都道府県知事
 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）による認定（同法第二条第一項の認定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十九の六 都道府県知事
 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）による全国通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
 十九の七 通訳案内士法第五十条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長
 通訳案内士法による地域通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の二十一の項の次に次のように加える。
 二十一の二 厚生労働大臣
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）による精神保健指定医の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の二十二の項中「昭和二十五年法律第二百三十三号」を削り、同表の二十三の項の次に次のように加える。
 二十三の二 国土交通大臣
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）による建築物調査員資格証若しくは建築設備等検査員資格証の交付又は建築基準適合判定資格者若しくは構造計算適合判定資格者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十三の三 国土交通大臣
 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
 二十三の四 都道府県知事
 建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十三の五 都道府県知事
 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）によるクリーニング師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年六月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「よる特定個人情報」を「よる利用特定個人情報」に改める。

第二条第七項第二号中「第十七条第二項」を「第十七条第五項」に改め、同条第十四項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第三条第二項中「及び災害対策に関する分野」を「、災害対策その他の行政分野」に改め、「他の行政分野及び」を削る。

第九条第一項中「別表第一」を「別表の各項」に改め、「より同表の」の下に「当該各項の」を加え、「又は一部を行うこととされている者」を「若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。）に、「同表の下欄に掲げる事務」を「、同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ）」に改め、同条第二項中「その他これらに類する」を「その他の」に改め、同条第三項中「特定個人情報の」を「利用特定個人情報の」に、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第四項中「別表第一」を「別表の各項」に改める。

第十四条第二項中「まで又は」を「まで、第三十条の十五の第二項」に改め、「第三十条の四の五まで」の下に「又は第三十条の四十四の七第一項」を加える。

第十六条の二第一項中「いる者」の下に「又は戸籍の附票に記載されている者（国外転出者である者に限る。第三項において同じ）」を加え、「発行する」を「作成する」に改め、同条第二項中「並びに個人番号カードの作成及び」を「及び送付（第十八条の二第一項において「個人番号カードの発行」という。）に関する状況並びに個人番号カードの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の申請は、機構に対して、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳（国外転出者にあつては、戸籍の附票、以下この項及び第四項において同じ。）を備える市町村の長（当該市町村以外の市町村の長を経由して申請することが当該個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、当該市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長を経由して行うものとする）。

3 戸籍の附票に記載されている者は、第一項の申請に併せて、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができる。

4 この項において同じ。）を作成した場合には、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

5 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合に、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定めるところにより、当該申出に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

第十七条第一項中「前条第一項の申請により、」を「前条第四項又は第五項の規定による送付又はその作成についての通知を受けた」に改め、個人番号カードを「」の下に「直接に又は同条第三項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して」を加え、「当該市町村長」を「当該交付を行う市町村長（次項から第四項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。）に、「措置として政令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの並びに当該住民票に記載されている個人番号（その者に係る住民票が削除されている場合には、当該住民票に記載されていた個人番号）を確認すること。

二 前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること（これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む）。

第十七条第九項中「第二項とし、同条第八項中「第四項」を「第七項」に、「第五項」を「第八項」に改め、「速やかに」の下に「、直接に又は領事官を経由して」を加え、「前項中「住所都市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」を「前項中「住所都市町村長」とあるのは「直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第五項」に、「第七項並びに第十八条の二第三項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前条第一項の申請（同条第三項の申出をした者に係るものを除く。）が、交付市町村長以外の市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代つて前項第二号に掲げる措置をとることができる。

3 前条第三項の申出をした者（交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から当該申出に係る領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたものに限る。）に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、同条第五項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代つて同号に掲げる措置をとるものとする。

4 前二項の規定により交付市町村長に代つて第一項第二号に掲げる措置をとつた市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。

第十八条の二第一項中「第十六条の二第一項」の下に「、第四項及び第五項」を加え、同条第三項中「住所都市町村長又は第十七条第八項の規定により読み替へ適用される同条第四項に規定する附票管理市町村長」を「交付市町村長（第十七条第二項又は第三項の規定により交付市町村長以外の市町村長が同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合にあつては、当該市町村長）に改める。

茅ヶ崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

消防職員が育児休業等をより取得しやすい環境を整備するとともに、茅ヶ崎市立病院の医療提供体制を強化するため提案する。

2 根拠法規

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項

(2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項

3 条例の概要

(1) 消防職員の定数を314人から330人に、病院事業の職員の定数を556人から581人に増加させることとした。（第2条関係）

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------|-------|---|---|--------|-------------|-----------|-------------|-----|---------------|--|-------|-------|---|---|--------|-------------|-----------|-------------|-----|---------------|
| <p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">定 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>7 消防職員</td> <td style="text-align: center;"><u>330人</u></td> </tr> <tr> <td>8 病院事業の職員</td> <td style="text-align: center;"><u>581人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>2,321人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> | 部 局 等 | 定 員 数 | 略 | 略 | 7 消防職員 | <u>330人</u> | 8 病院事業の職員 | <u>581人</u> | 合 計 | <u>2,321人</u> | <p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">定 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>7 消防職員</td> <td style="text-align: center;"><u>314人</u></td> </tr> <tr> <td>8 病院事業の職員</td> <td style="text-align: center;"><u>556人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>2,280人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> | 部 局 等 | 定 員 数 | 略 | 略 | 7 消防職員 | <u>314人</u> | 8 病院事業の職員 | <u>556人</u> | 合 計 | <u>2,280人</u> |
| 部 局 等 | 定 員 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 消防職員 | <u>330人</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 病院事業の職員 | <u>581人</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | <u>2,321人</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部 局 等 | 定 員 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 消防職員 | <u>314人</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 病院事業の職員 | <u>556人</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | <u>2,280人</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

茅ヶ崎市職員定数条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

② 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。

③ 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

④ 第一項の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

○消防組織法

(消防職員)

第十一条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する
条例について

1 提案の理由

督促状の発付期限を延長することにより、納期限後に税外収入金を納付した者の誤納を抑制するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項

3 条例の概要

- (1) 督促状は、納期限後30日以内に発しなければならないこととした。（第2条関係）
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(督促) 第2条 市長は、税外収入金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後<u>30日以内</u>に、発付の日から起算して10日以内の期限を指定して督促状を発して督促しなければならない。</p> | <p>(督促) 第2条 市長は、税外収入金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後<u>20日以内</u>に、発付の日から起算して10日以内の期限を指定して督促状を発して督促しなければならない。</p> |

茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第一項において「分担金等」という。）につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条の四の規定を準用する。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 10 第七項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 11 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 12 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、戸籍法の改正により新たに行うこととなった事務に係る手数料の金額を定めるとともに、危険物の貯蔵所の設置の許可申請に対する審査に係る手数料の金額を改定するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項

3 条例の概要

- (1) 他の市町村を本籍地とする者に対する戸籍証明書等の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行、届書等情報の内容の証明書の交付及び届書等情報の内容を表示したものの閲覧に係る手数料の金額を定めるとともに、危険物の貯蔵所のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に対する審査に係る手数料の金額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- (2) 規定を整備することとした。（第5条、別表第1関係）
- (3) この条例は、一部の規定を除き、令和6年3月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------|---|----|---|---|---|---|-------------|---|---|------------|----|----|---|---|---|--|-------------|---|
| <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(10) 官公署から請求のあったもの(別表第1の20の項から24の項まで、65の項から68の項まで、135の項から149の項まで及び152の項から161の項までに規定するもの(市長から請求のあったものを除く。))並びに別表第2の9の項から25の項までに規定するものを除く。)</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>3 公簿、公文書又は図面等の閲覧(戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は<u>同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧を</u>除く。)</td> <td>書類1件につき300円</td> <td>1 公簿は1冊、公文書は1事件、図面は1枚を1件とする。 2 住民基本台帳は、1人を</td> </tr> </tbody> </table> | 手数料を徴収する事務 | 金額 | 摘要 | 略 | 略 | 略 | 3 公簿、公文書又は図面等の閲覧(戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は <u>同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧を</u> 除く。) | 書類1件につき300円 | 1 公簿は1冊、公文書は1事件、図面は1枚を1件とする。 2 住民基本台帳は、1人を | <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(10) 官公署から請求のあったもの(別表第1の20の項から24の項まで、65の項から68の項まで、135の項から149の項まで及び152の項から161の項までに規定するもの(市長から請求のあったものを除く。))並びに別表第2の7の項から23の項までに規定するものを除く。)</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>3 公簿、公文書又は図面等の閲覧(戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類_____の閲覧を)及び照合</td> <td>書類1件につき300円</td> <td>1 公簿は1冊、公文書は1事件、図面は1枚を1件とする。 2 住民基本台帳は、1人を</td> </tr> </tbody> </table> | 手数料を徴収する事務 | 金額 | 摘要 | 略 | 略 | 略 | 3 公簿、公文書又は図面等の閲覧(戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類_____の閲覧を)及び照合 | 書類1件につき300円 | 1 公簿は1冊、公文書は1事件、図面は1枚を1件とする。 2 住民基本台帳は、1人を |
| 手数料を徴収する事務 | 金額 | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 公簿、公文書又は図面等の閲覧(戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は <u>同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧を</u> 除く。) | 書類1件につき300円 | 1 公簿は1冊、公文書は1事件、図面は1枚を1件とする。 2 住民基本台帳は、1人を | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手数料を徴収する事務 | 金額 | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 公簿、公文書又は図面等の閲覧(戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類_____の閲覧を)及び照合 | 書類1件につき300円 | 1 公簿は1冊、公文書は1事件、図面は1枚を1件とする。 2 住民基本台帳は、1人を | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|---|--------|
| | | 1件とする。 |
| 略 | 略 | 略 |

備考 略
別表第2（第2条関係）

| 手数料を徴収する事務 | 金額 | 摘要 |
|---|------------------------------------|----|
| 1 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> _____ _____ _____ の交付 | 1通につき450円 | |
| 略 | 略 | |
| 3 <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する</u> | <u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> 1件につき400円 | |

| | | |
|---|---|--------|
| | | 1件とする。 |
| 略 | 略 | 略 |

備考 略
別表第2（第2条関係）

| 手数料を徴収する事務 | 金額 | 摘要 |
|--|-----------|----|
| 1 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項 _____ _____ _____ 若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付 | 1通につき450円 | |
| 略 | 略 | |

法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項

1通につき750円

3 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項

1通につき750円

から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付

5 略

略

6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を

除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円

から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付

4 略

略

使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

7 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付

1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1,400円)

5 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付

1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1,400円)

| | | |
|---|--|--|
| <p>8 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p> | <p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円</p> | |
| <p>9 略</p> | <p>略</p> | |
| <p>10 略</p> | <p>略</p> | |
| <p>11 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p> | <p>(1) 略 (4) 略 (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,450,000円</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>6 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務</p> | <p>書類1件 _____ につき350円</p> | |
| <p>7 略</p> | <p>略</p> | |
| <p>8 略</p> | <p>略</p> | |
| <p>9 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p> | <p>(1) 略 (4) 略 (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円</p> | |

イ 危険物の貯蔵最大数量が
5,000キロリットル以上
10,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
1,720,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が
10,000キロリットル以上
50,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
1,920,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が
50,000キロリットル以上
100,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
2,360,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が
100,000キロリットル以上
200,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
2,740,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が
200,000キロリットル以上
300,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び

イ 危険物の貯蔵最大数量が
5,000キロリットル以上
10,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
1,410,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が
10,000キロリットル以上
50,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
1,590,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が
50,000キロリットル以上
100,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
1,950,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が
100,000キロリットル以上
200,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
2,270,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が
200,000キロリットル以上
300,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び

浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,640,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,240,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 8,790,000円

(6)
 〉 略
 (12)

| | | |
|-------------|---|--|
| <u>12</u> 略 | 略 | |
| <u>13</u> 略 | 略 | |
| <u>14</u> 略 | 略 | |
| <u>15</u> 略 | 略 | |
| <u>16</u> 略 | 略 | |
| <u>17</u> 略 | 略 | |
| <u>18</u> 略 | 略 | |

浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,550,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,820,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000円

(6)
 〉 略
 (12)

| | | |
|-------------|---|--|
| <u>10</u> 略 | 略 | |
| <u>11</u> 略 | 略 | |
| <u>12</u> 略 | 略 | |
| <u>13</u> 略 | 略 | |
| <u>14</u> 略 | 略 | |
| <u>15</u> 略 | 略 | |
| <u>16</u> 略 | 略 | |

| | | |
|-------------|---|--|
| <u>19</u> 略 | 略 | |
| <u>20</u> 略 | 略 | |
| <u>21</u> 略 | 略 | |
| <u>22</u> 略 | 略 | |
| <u>23</u> 略 | 略 | |
| <u>24</u> 略 | 略 | |
| <u>25</u> 略 | 略 | |
| <u>26</u> 略 | 略 | |
| <u>27</u> 略 | 略 | |
| <u>28</u> 略 | 略 | |
| <u>29</u> 略 | 略 | |
| <u>30</u> 略 | 略 | |
| <u>31</u> 略 | 略 | |

備考 略

| | | |
|-------------|---|--|
| <u>17</u> 略 | 略 | |
| <u>18</u> 略 | 略 | |
| <u>19</u> 略 | 略 | |
| <u>20</u> 略 | 略 | |
| <u>21</u> 略 | 略 | |
| <u>22</u> 略 | 略 | |
| <u>23</u> 略 | 略 | |
| <u>24</u> 略 | 略 | |
| <u>25</u> 略 | 略 | |
| <u>26</u> 略 | 略 | |
| <u>27</u> 略 | 略 | |
| <u>28</u> 略 | 略 | |
| <u>29</u> 略 | 略 | |

備考 略

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○戸籍法（戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の規定による改正後のもの）

第十条 戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第二十四条第二項の規定によつて訂正された場合におけるその者を除く。）を含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をすることができる。

- ② 市町村長は、前項の請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。
- ③ 第一項の請求をしようとする者は、郵便その他の法務省令で定める方法により、戸籍謄本等の送付を求めることができる。

第十条の二 前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

三 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

- ② 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

- ③ 第一項の規定にかかわらず、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士（弁理士法人を含む。次項において同じ。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事

項を明らかにしてこれをしなければならない。

- ④ 第一項及び前項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。
- 一 弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除き、弁護士・外国法事務弁護士共同法人については外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く。）
- 二 司法書士にあつては、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項第三号及び第六号から第八号までに規定する代理業務（同項第七号及び第八号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第六号に規定する代理業務を除く。）
- 三 土地家屋調査士にあつては、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第二号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する代理業務
- 四 税理士にあつては、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項第一号に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務
- 五 社会保険労務士にあつては、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三に規定する審査請求及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務（同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。）
- 六 弁理士にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（弁理士法人については同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）
- ⑤ 第一項及び第三項の規定にかかわらず、弁護士は、刑事に関する事件における弁護人としての業務、少年の保護事件若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第三条に規定する処遇事件における付添人としての業務、逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐人としての業務、人身保護法（昭和二十三年法律第百九十九号）第十四条第二項の規定により裁判所が選任した代理人としての業務、人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第十三条第二項及び第三項の規定により裁判長が選任した訴訟代理人としての業務又は民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第三十五条第一項に規定する特別代理人としての業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、弁護士の資格、これらの業務の別及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。
- ⑥ 前条第三項の規定は、前各項の請求をしようとする者について準用する。
- 第十二条の二 第十条から第十条の四までの規定は、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「除籍謄本等」という。）の交付の請求をする場合に準用する。
- 第四十八条 届出人は、届出の受理又は不受理の証明書を請求することができる。
- ② 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる。
- ③ 第十条第三項及び第十条の三の規定は、前二項の場合に準用する。
- 第一百七十七条 第二十五条第一項、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条から第三十九条まで、第四十三条から第四十八条まで、及び第六十三条第二項前段の規定は、戸籍訂正の申請に準用する

第一百二十条 第一百九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項まで（これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。）の請求は、戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて、磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「戸籍証明書」という。）又は磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「除籍証明書」という。）についてすることができる。

② 戸籍証明書又は除籍証明書は、第百条第二項及び第百八条第二項の規定並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）その他の法令の規定の適用については、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本とみなす。

第一百二十条の二 第一百九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第十条第一項（第十二条の二において準用する場合を含む。次項及び次条（第三項を除く。）において同じ。）の請求は、いずれの指定市町村長（第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。）に対してもすることができる。

② 前項の規定によりする第十条第一項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。）については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たっている者」とあり、及び「当該請求の任に当たっている者」とあるのは、「当該請求をする者」とする。

第一百二十条の三 前条第一項の規定によりする第十条第一項の請求は、戸籍電子証明書（第一百九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書（第一百九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録をいう。以下同じ。）についてもすることができる。

② 前項の規定によりする第十条第一項の請求があつたときは、指定市町村長は、当該請求をした者に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号（当該請求に係る戸籍電子証明書を識別することができるように付される符号であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書提供用識別符号（当該請求に係る除籍電子証明書を識別することができるように付される符号であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を発行するものとする。

③ 指定市町村長は、行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第二号に規定する行政機関等その他の法務省令で定める者をいう。）から、法務省令で定めるところにより、前項の規定により発行された戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を示して戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の提供を求められたときは、法務省令で定めるところにより、当該戸籍電子証明書提供用識別符号に対応する戸籍電子証明書又は当該除籍電子証明書提供用識別符号に対応する除籍電子証明書を提供するものとする。

④ 第一項の規定によりする第十条第一項の請求については、同項中「交付」とあるのは、「第一百二十条の三第三項の規定により同項に規定する行政機関等に提供すること」とし、同項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。）については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たっている者」とあり、及び「当該請求の任に当たっている者」とあるのは、「当該請求をする者」とする。

第一百二十条の六 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届出若しくは申請を受理した指定市町村長又は当該届出若しくは申請によつて戸籍の記載をした指定市町村長に対し、当該届出又は申請に係る届書等情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求し、又は届書等情報の内容について証明書を請求することができる。

② 第十条第三項及び第十条の三の規定は、前項の場合に準用する。

第一百二十六条 市町村長又は法務局若しくは地方法務局長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情

報を利用する必要があると認められるもののため、その必要の限度において、これらの情報を提供することができる。

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

(電子情報処理組織による申請等)

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

○消防法

第十一条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

- 一 消防本部及び消防署を置く市町村（次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。）の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの（以下「移送取扱所」という。）を除く。） 当該市町村長
 - 二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（移送取扱所を除く。） 当該区域を管轄する都道府県知事
 - 三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長
 - 四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事（二以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、総務大臣）
- ② 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣（以下この章及び次章において「市町村長等」という。）は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第四項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。
- ③ 総務大臣は、移送取扱所について第一項第四号の規定による許可をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、関係都道府県知事は、当該許可に関し、総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。
- ④ 関係市町村長は、移送取扱所についての第一項第四号の規定による許可に関し、当該都道府県知事又は総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。
- ⑤ 第一項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。
- ⑥ 製造所、貯蔵所又は取扱所の譲渡又は引渡があつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、第一項の規定による許可を受けた者の地位を承継する。この場合において、同項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。
- ⑦ 市町村長等は、政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所について第一項の規定による許可（同項後段の規定による許可で総務省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は海上保安庁長官に通報しなければならない。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の規定による改正後のもの）

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認め

られるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

| 標準事務 | 手数料を徴収する事務 | 金額 |
|---|--|-------------------------------|
| 略 | 略 | 略 |
| <u>八 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項及び第十条の二第一項から第五項まで（これらの規定を同法第十二条の二において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項及び第二項（これらの規定を同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）、第二百十条第一項、第二百十条の二第一項、第二百十条の三第一項及び第二項、第二百十条の六第一項並びに第二百二十六条の規定に基づく戸籍に関する事務</u> | <u>1 戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項から第五項まで若しくは第二百二十六条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二百十条第一項、第二百十条の二第一項若しくは第二百二十六条の規定に基づく戸籍証明書の交付</u> | <u>一通につき四百五十円</u> |
| | <u>2 戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項から第五項まで又は第二百二十六条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u> | <u>証明事項一件につき三百五十円</u> |
| | <u>3 戸籍法第二百十条の三第二項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u> | <u>戸籍電子証明書提供用識別符号一件につき四百円</u> |
| | <u>4 戸籍法第十二条の二において準用する同法第十条第一項若しくは</u> | <u>一通につき七百五十円</u> |

| | |
|--|--|
| <p><u>第十条の二第一項から第五項までの規定若しくは同法第二百二十六条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二百二十条第一項、第二百二十条の二第一項若しくは第二百二十六条の規定に基づく除籍証明書の交付</u></p> | |
| <p>5 <u>戸籍法第十二条の二において準用する同法第十条第一項若しくは第十条の二第一項から第五項までの規定又は同法第二百二十六条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u></p> | <p><u>証明事項一件につき四百五十円</u></p> |
| <p>6 <u>戸籍法第二百二十条の三第二項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u></p> | <p><u>除籍電子証明書提供用識別符号一件につき七百円</u></p> |
| <p>7 <u>戸籍法第四十八条第一項（同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第四十八条第二項（同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二百二十六条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第二百二十条の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u></p> | <p><u>一通につき三百五十円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、一通につき千四百円）</u></p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>8 <u>戸籍法第四十八条第二項（同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第二百十条の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u></p> | <p><u>書類又は届書等情報の内容を表示したものの一件につき三百五十円</u></p> |
| 略 | 略 | 略 |
| <p>十六 <u>消防法第十一条第一項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務</u></p> | <p>略</p> <p>2 <u>消防法第十一条第一項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</u></p> | <p>略</p> <p>イ ㄱ 略 ニ ホ <u>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(1) <u>危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百四十五万円</u></p> <p>(2) <u>危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百七十二万円</u></p> <p>(3) <u>危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百九十二万円</u></p> <p>(4) <u>危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 二百三十六万円</u></p> <p>(5) <u>危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キ</u></p> |

| | | |
|---|---|--|
| | | <p>ロリットル未満の浮き屋根式 <u>特定屋外タンク貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</u> 二百七十四万円</p> <p>(6) <u>危険物の貯蔵最大数量が二 十萬キロリットル以上三十萬 キロリットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵所及び 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵 所</u> 五百六十四万円</p> <p>(7) <u>危険物の貯蔵最大数量が三 十萬キロリットル以上四十萬 キロリットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵所及び 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵 所</u> 七百二十四万円</p> <p>(8) <u>危険物の貯蔵最大数量が四 十萬キロリットル以上の浮き 屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク 貯蔵所</u> 八百七十九万円</p> <p>へ く 略 ヲ</p> |
| | 略 | 略 |
| 略 | 略 | 略 |

備考 略

○茅ヶ崎市手数料条例（茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年茅ヶ崎市
条例第 号）の規定による改正前のもの）

（徴収すべき事務及び金額）

第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

別表第1（第2条関係）

| 手数料を徴収する事務 | 金額 | 摘要 |
|---|----|----|
| 略 | 略 | 略 |
| <u>20 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1 項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。） の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請に対す る審査又は同法第18条第2項（同法第87条第1項にお いて準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築 等に関する通知に対する審査</u> | 略 | 略 |
| <u>21 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物（同法 第7条の3第5項又は第7条の4第3項の中間検査合格证</u> | 略 | 略 |

| | | |
|---|---|---|
| <u>の交付を受けた建築物を除く。)に関する完了検査又は同法第18条第17項の規定に基づく建築物(同条第21項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を除く。)に関する完了検査</u> | | |
| <u>22 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物(同法第7条の3第5項又は第7条の4第3項の中間検査合格証の交付を受けた建築物に限る。)に関する完了検査又は同法第18条第17項の規定に基づく建築物(同条第21項の中間検査合格証の交付を受けた建築物に限る。)に関する完了検査</u> | 略 | 略 |
| <u>23 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する中間検査</u> | 略 | |
| <u>24 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく認定の申請に対する審査又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく認定の申請に対する審査</u> | 略 | |
| 略 | 略 | |
| <u>65 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する確認の申請に対する審査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の設置に関する通知に対する審査</u> | 略 | |
| <u>66 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する完了検査</u> | 略 | |
| <u>67 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の築造に関する確認の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の築造に関する通知に対する審査</u> | 略 | |
| <u>68 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第17項の規定に基づく工作物に関する完了検査</u> | 略 | |
| 略 | 略 | 略 |

| | | |
|--|---|---|
| <p>135 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合の通知の申出があった場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請に対する審査</p> | 略 | 略 |
| <p>136 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（あらかじめ、同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項、次項、139の項から141の3の項まで、145の項、155の項、156の項及び158の項から161の項までにおいて「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）</p> | 略 | |
| <p>137 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）</p> | 略 | |
| <p>138 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p> | 略 | 略 |
| <p>139 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（あらかじめ、同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p> | 略 | |

| | | |
|--|---|--|
| <p><u>1 3 9 の 2</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p> | 略 | |
| <p><u>1 4 0</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（あらかじめ、変更部分について同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合していることにつき登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査（同法第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）</p> | 略 | |
| <p><u>1 4 1</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（変更部分について同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（同法第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）</p> | 略 | |
| <p><u>1 4 1 の 2</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更（あらかじめ、変更部分について同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合していることにつき登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p> | 略 | |
| <p><u>1 4 1 の 3</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更（変更部分について同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p> | 略 | |
| <p><u>1 4 2</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 9 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく同法第 8 条第 1 項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> | 略 | |
| <p><u>1 4 3</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 1 0 条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査</p> | 略 | |
| <p><u>1 4 4</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定に基づく住宅の容積率の特例の許可の申請に対</p> | 略 | |

| | | |
|--|---|---|
| する審査 | | |
| 145 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（次項、148の項、149の項、155の項、156の項及び158の項から161の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査 | 略 | |
| 146 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査 | 略 | |
| 147 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定又は同法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 略 | 略 |
| 148 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査 | 略 | |
| 149 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査 | 略 | |
| 略 | | |
| 152 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 略 | |
| 153 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 | 略 | |

| | | |
|---|---|---|
| <p><u>1 2 条第 2 項又は第 1 3 条第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u></p> | | |
| <p><u>1 5 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 2 条第 1 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第 2 項に規定する軽微な変更</u>に該当する旨の証明の申請に対する審査又は同法第 1 3 条第 1 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第 2 項に規定する軽微な変更に該当する旨の証明の求めに対する審査</p> | 略 | |
| <p><u>1 5 5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第 3 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書（以下この項、次項及び 1 5 8 の項から 1 6 1 の項までにおいて「住宅性能評価書」という。）が交付された住宅に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 2 項の規定により建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）</u></p> | 略 | |
| <p><u>1 5 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第 3 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（同条第 2 項の規定により建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）</u></p> | 略 | |
| <p><u>1 5 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 2 項（同法第 3 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は同法第 3 6 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u></p> | 略 | 略 |
| <p><u>1 5 8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第 3 5 条第 1 項第 1</u></p> | 略 | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。)の認定の申請に対する審査(同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p> | | |
| <p>159 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p> | 略 | |
| <p>160 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物(同法第34条第1項の認定(同法第36条第1項の変更の認定を含む。次項において同じ。))を受けた同法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(変更があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。))若しくは同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた計画若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の認定(同法第55条第1項の変更の認定を含む。次項において同じ。))を受けた同法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画(変更があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。))に基づき建築が行われた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた住宅若しくは登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅を除く。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p> | 略 | |
| <p>161 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物(同法第34条第1項の認定を受けた同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画若しくは同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた計画若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の認定を受けた同項に規定する低炭素建築物新築等計画</p> | 略 | |

| | | |
|---|---|---|
| に基づき建築が行われた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた住宅若しくは登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に限る。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 | | |
| 略 | 略 | 略 |

備考 略

別表第2 (第2条関係)

| 手数料を徴収する事務 | 金額 | 摘要 |
|---|----|----|
| 略 | 略 | |
| <u>7 消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査</u> | 略 | |
| <u>8 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査</u> | 略 | |
| <u>9 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</u> | 略 | |
| <u>10 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</u> | 略 | |
| <u>11 消防法第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</u> | 略 | |
| <u>12 消防法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</u> | 略 | |
| <u>13 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</u> | 略 | |
| <u>14 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査</u> | 略 | |
| <u>15 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査</u> | 略 | |
| <u>16 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査</u> | 略 | |
| <u>17 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</u> | 略 | |

| | | |
|---|---|--|
| 18 <u>消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</u> | 略 | |
| 19 <u>消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</u> | 略 | |
| 20 <u>消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査</u> | 略 | |
| 21 <u>消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査</u> | 略 | |
| 22 <u>消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査</u> | 略 | |
| 23 <u>消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</u> | 略 | |
| 略 | 略 | |

備考 略

戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年十一月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三十六号

戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戸籍法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和六年三月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 鈴木 淳司

法務大臣 小泉 龍司

| | | | | |
|---|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------|
| <p>7 標準(戸籍法第四十八条第一項)に基づく場合(若しくは)を申請するときは、</p> | <p>6 二項(戸籍法第二十条第三項)の証明書の提出に当たっては、</p> | <p>5 一(戸籍法第十二条)の証明書の提出に当たっては、</p> | <p>4 一(戸籍法第十二条)の証明書の提出に当たっては、</p> | <p>一 証明書の提出に当たっては、</p> |
|---|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------|

| | | |
|--|--|--|
| <p>この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、本則の表八の項の改正規定は戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(令和六年三月一日)から、同表二十一の項及び二十三の項の改正規定は同年五月一日から施行する。</p> <p>総務大臣 鈴木 淳司 内閣総理大臣 岸田 文雄</p> | <p>本則の表十六の項の(1)中「百八十八万円」を「百四十五万円」に改め、同項の(2)のホの(2)中「百四十一万円」を「百七十二万円」に改め、同項の(3)のホの(3)中「百五十九万円」を「百九十二万円」に改め、同項の(4)中「百九十五万円」を「二百三十六万円」に改め、同項の(5)のホの(5)中「二百二十七万円」を「二百七十四万円」に改め、同項の(6)中「四百五十五万円」を「五百六十四万円」に改め、同項の(7)中「五百八十二万円」を「七百二十四万円」に改め、同項の(8)中「七百七十四万円」を「八百七十九万円」に改め、同表二十一の項の(4)のイ中「六千六百円」を「七千二百円」に改め、同項の(4)のロ中「四千六百円」を「五千三百円」に改め、同項の(4)のハ中「三千七百円」を「四千二百円」に改め、同項の(5)中「四千七百円」を「五千三百円」に改め、同表二十三の項の(4)のイ中「五千七百円」を「六千六百円」に改め、同項の(4)のロ中「三千八百円」を「四千四百円」に改め、同表四十六の項のロ中「をいう。」の下に「以下この項」を、「金額」の下に「当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、六千円」を加え、同表五十の項の(1)中「昭和四十二年法律第四十九号」を削り、同表五十二の項の(5)のイ中「平成十四年法律第五十一号」を削り、同表六十八の(2)の項中「一万二千七百円」を「一万四千円」に改める。</p> | <p>8 一(戸籍法第四十八条第二項)の証明書の提出に当たっては、</p> <p>証明書の提出に当たっては、</p> |
|--|--|--|

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項

3 条例の概要

- (1) 引用法令の題名を改めることとした。（別表第1関係）
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|--|----|---|---|----|
| 別表第1（第2条関係） | | | 別表第1（第2条関係） | | |
| 手数料を徴収する事務 | 金額 | 摘要 | 手数料を徴収する事務 | 金額 | 摘要 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| <p>145 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（次項、148の項、149の項、155の項、156の項及び158の項から161の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」という</p> | <p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 (2) 略 (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項、148の項、149の項、155の項及び158の項において同じ。）の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。）次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）</p> | | <p>145 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（次項、148の項、149の項、155の項、156の項及び158の項から161の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」という</p> | <p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 (2) 略 (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項、148の項、149の項、155の項及び158の項において同じ。）の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。）次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）</p> | |

。)による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査

次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)

く 略

(エ)

イ 略

ウ 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。以下同じ。）の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)）又は建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部

経

を改正する件（令和4年国境省

土交通省告示第1号。以下

この項及び148の項において「改正告示」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用される建築

。)による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査

次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)

く 略

(エ)

イ 略

ウ 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。以下同じ。）の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)）又は建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部

経

を改正する件（令和4年国境省

土交通省告示第1号。以下

この項及び148の項において「改正告示」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用される建築

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | <p>物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び改正告示の施行の日以後の認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準（令和4年国土交通省告示第1107号。148の項、155の項及び158の項において「増改築部分告示」という。）第1第1項第2号の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ㄱ 略 (キ) エ 略</p> | | <p>物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び改正告示の施行の日以後の認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準（令和4年国土交通省告示第1107号。148の項、155の項及び158の項において「増改築部分告示」という。）第1第1項第2号の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ㄱ 略 (キ) エ 略</p> | | |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| <p>152 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第1項又は第13条第</p> | 略 | | <p>152 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第1項又は第13条第</p> | 略 | |

| | | |
|--|---|--|
| 2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定 | | |
| 153 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 略 | |
| 154 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第2項に規定する軽微な変更 | 略 | |

| | | |
|--|---|--|
| 2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定 | | |
| 153 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 略 | |
| 154 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第2項に規定する軽微な変更 | 略 | |

155 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この項、次項及び158の項から161の項までにおいて「住宅性能評価書」という。）が交付された住宅に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）

次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 略

(3) 略

(4) 2以上の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、158の項及び159の項において同じ。）当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 略

イ 略

ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）次項(1)、(2)又は(3)に定める金額

155 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この項、次項及び158の項から161の項までにおいて「住宅性能評価書」という。）が交付された住宅に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）

次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 略

(3) 略

(4) 2以上の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、158の項及び159の項において同じ。）当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 略

イ 略

ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）次項(1)、(2)又は(3)に定める金額

1 5 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第3 4条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第3 5条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）

次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 略
(2) 略
(3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額
ア 略
イ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第3 5条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。） 前項(1)、(2)又は(3)に定める金額
ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第3 5条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。） (1)又は(2)

1 5 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3 4条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第3 5条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）

次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 略
(2) 略
(3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額
ア 略
イ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3 5条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。） 前項(1)、(2)又は(3)に定める金額
ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3 5条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。） (1)又は(2)

| | に定める金額 | |
|---|--|---|
| <p>157 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は同法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p> | 略 | 略 |
| <p>158 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げ</p> | <p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(3)</p> <p>(4) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合</p> | |

| | に定める金額 | |
|---|--|---|
| <p>157 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は同法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p> | 略 | 略 |
| <p>158 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げ</p> | <p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(3)</p> <p>(4) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合</p> | |

| | | | | | |
|--|---|--|--|---|--|
| <p>る基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。)の認定の申請に対する審査(同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p> | <p>計した金額 ア 略 イ 略 ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)次項(1)又は(2)に定める金額 エ 略 オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)) 156の項(1)又は(2)に定める金額</p> | | <p>る基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。)の認定の申請に対する審査(同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p> | <p>計した金額 ア 略 イ 略 ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)次項(1)又は(2)に定める金額 エ 略 オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)) 156の項(1)又は(2)に定める金額</p> | |
| <p>159 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく</p> | <p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 (2) 略</p> | | <p>159 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく</p> | <p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 (2) 略</p> | |

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）

(3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 略

イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。） 前項(1)、

(2) 又は(3)に定める金額

ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。） (1) 又は(2)に定める金額

エ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）

(3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 略

イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。） 前項(1)、

(2) 又は(3)に定める金額

ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。） (1) 又は(2)

エ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | <p>に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。) 155の項(1)、(2)又は(3)に定める金額 オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。) 156の項(1)又は(2)に定める金額</p> | | | <p>に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。) 155の項(1)、(2)又は(3)に定める金額 オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。) 156の項(1)又は(2)に定める金額</p> | |
| <p>160 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物(同法第34条第1項の認定(同法第36条第1項の変更の認定を含む。次項において同じ。))を受けた同法第34条第1項に規定する建築物エネルギー</p> | <p>略</p> | | <p>160 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物(同法第34条第1項の認定(同法第36条第1項の変更の認定を含む。次項において同じ。))を受けた同法第34条第1項に規定する建築物エネルギー</p> | <p>略</p> | |

ギー消費性能向上計画
(変更があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。)
若しくは同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた計画若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の認定(同法第55条第1項の変更の認定を含む。次項において同じ。)を受けた同法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画(変更があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。)に基づき建築が行われた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた住宅

ギー消費性能向上計画
(変更があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。)
若しくは同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた計画若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の認定(同法第55条第1項の変更の認定を含む。次項において同じ。)を受けた同法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画(変更があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。)に基づき建築が行われた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた住宅

若しくは登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅を除く。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

若しくは登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅を除く。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

161 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物(同法第34条第1項の認定を受けた同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画若しくは同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた計画若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の認定を受けた同項に規定する低炭素建築物新築等計画に基づき建築が行われた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2

略

161 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物(同法第34条第1項の認定を受けた同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画若しくは同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた計画若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の認定を受けた同項に規定する低炭素建築物新築等計画に基づき建築が行われた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2

略

条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた住宅若しくは登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に限る。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

略

略

略

備考 略

条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた住宅若しくは登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に限る。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

略

略

略

備考 略

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○茅ヶ崎市手数料条例

(徴収すべき事務及び金額)

第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年九月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百七十九号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和六年四月一日とする。

法務大臣 齋藤 健
財務大臣 鈴木 俊一
経済産業大臣 西村 康稔
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
内閣総理大臣 岸田 文雄

第五條 建築士法（昭和二十五年法律第二百二號）の一部を次のように改正する。

第二條第十項中「軒の高さ」を削る。

第三條第一項中「左の各号」を「次に」に、「中同様とする」を「において同じ」に改め、同項第二号中「十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える」を「十六メートルを超えるもの又は地階を除く階数が四以上である」に改め、同項第三号中「れんが造、コンクリートブロック造又は、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの、高さが十六メートルを超えるもの又は地階を除く階数が四以上である」に改め、同項第四号中「こえ、且つ」を「超え、かつ」に、「以上の」を「以上である」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第六條 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「まで」の下に「若しくは前号」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 住宅のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二條第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。

第十四條中「第九号」を「第十号」に改める。

第十九條第一項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第二十二條中「第九号」を「第十号」に改める。

第七條 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第十号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五條の規定 公布の日

二 第六條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一條（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定（特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅）を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く）、同法第一條の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條の改正規定、同法第五條の改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七條の改正規定、同法第三條の次に一章を加える改正規定、同法第七十二條の改正規定、同法第七十三條の改正規定、同法第七十四條の改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條の改正規定、同法第七十七條の改正規定及び同法第七十八條の改正規定を除く。及び第三條の規定並びに附則第十一條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一條（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定（特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅）を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く）、同法第一條の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條の改正規定、同法第五條の改正規定、同法第六條第二項の改正規定、同法第七條の改正規定、同法第三章の次に一章を加える改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七十二條の改正規定、同法第七十三條の改正規定、同法第七十四條の改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條の改正規定、同法第七十七條の改正規定及び同法第七十八條の改正規定に限る）、第四條（建築基準法第二條の改正規定（同条第十七号の改正規定を除く）、同法第二十一條の改正規定、同法第二十三條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十七條の改正規定、同法第五十二條第十四項第三号の改正規定、同法第六十一條に一項を加える改正規定、同法第八十六條の七の改正規定、同法第八十七條第四項の改正規定及び同法第八十八條第一項の改正規定（から第三号まで）を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める部分及び「それぞれ」を削る部分を除く）及び第七條の規定並びに附則第四條、第八條（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一百五十五号の二（一）の改正規定（第十五條第一項）を「第十四條第一項」に改める部分を除く）及び同号（二）の改正規定（第二十四條第一項）を「第十七條第一項」に改める部分を除く）及び第九條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二條 第二條の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十條から第十三條まで及び第十五條の規定は、この法律の施行の日（以下この条、次条及び附則第十三條において「施行日」という。）以後にその工事に着手する建築物の建築について適用し、施行日前にその工事に着手した建築物の建築に関して当該建築物のエネルギー消費性能の向上のために第二條の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する建築主、国等の機関の長及び所管行政庁が講ずべき措置については、なお従前の例による。

（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

第三條 第四條の規定による改正後の建築基準法第六條第一項又は第十八條第二項の規定は、施行日以後にその工事に着手する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（消防法の一部改正）

第七條 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「第六條第一項第四号」を「第六條第一項第三号」に改める。

法律第六十九号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正）
第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

目次中「特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に、「第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第三十四条―第四十条）」を「第三章の二 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置（第三十三条―第三十四条―第四十条）」を「第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第三十三条―第三十四条―第四十条）」に、「第七章 雑則（第六十八条―第七十一条）」を「第六章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第六十七条の二―第六十七条の六）」に改める。

第一条中「の向上に」を「の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。）に」、「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第三条第一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、「以下」の下に「この条、第三十五条第一項第二号及び第六十七条の二第一項において」を加え、同条第二項第一号から第三号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第四 第六十七条の二第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

第四条第一項及び第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同条第三項中「建築物のエネルギー消費性能の向上を促進する」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等を図る」に改め、同条第四項及び第五項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第五条中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第六条第一項中「第二十九条第二項」を「第二十九条及び」に改め、「及び第三十五条第一項第一号」を削り、同条第二項中「第三十四条第一項」の下に「及び第六十七条の四」を加える。

第七條 削除

第十七条第一項及び第二十一条第一項中「政令で定めるところにより」を削る。

第三章第五節の節名を次のように改める。

第五節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置
第二十八条の見出しを「特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力」に改め、同条中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主」に改め、あつて、その下に「一年間」を加え、「以下」を「（以下この項及び次条第一項において）」、「以下」を「同項において」に、「次条第一項」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定共同住宅等建築主（自らが定めた共同住宅等（共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第三十一条第二項において同じ。）の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その一年間に新築する当該規格に基づく共同

住宅等（以下この項及び次条第一項において「分譲型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、第六条に定めるもののほか、その新築する分譲型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第二十九条の見出しを「分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準」に改め、同条第一項中「特定建築主」を「分譲型一戸建て規格住宅等」という。ことに、特定一戸建て住宅建築主又は特定共同住宅等建築主（次項及び同条において「特定一戸建て住宅建築主等」という。）に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に改め、「向上」の下に「建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。以下同じ。」を加え、同条第二項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に改める。

第三十条の見出し中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に改め、同条第一項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に改め、同条第二項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に改め、同条第三項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の向上」を「分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより」を削り、「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に改める。

第三章第六節の節名を次のように改める。

第六節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置
第三十一条の見出しを「特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力」に改め、同条中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者」に改め、「定めた」と及び「基づき」の下に「一戸建ての」を、「あつて、その」の下に「一年間」を、「基づく」の下に「一戸建ての」を加え、「請負型規格住宅」を「この項及び次条第一項において「請負型一戸建て規格住宅」に改め、政令で定める住宅の区分（第三十三条第一項において「住宅区分」という。）ごとに」を削り、「以下」を「同項において」に、「請負型規格住宅を次条第一項」を「請負型一戸建て規格住宅を同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定共同住宅等建設工事業者（自らが定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、その一年間に新たに建設する当該規格に基づく共同住宅等（以下この項及び次条第一項において「請負型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、その新たに建設する請負型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第三十二条の見出しを「請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準」に改め、同条第一項中「特定建設工事業者」を「請負型一戸建て規格住宅又は請負型規格共同住宅等（以下この条及び次条において「請負型一戸建て規格住宅等」という。）ごとに、特定一戸建て住宅建設工事業者又は特定共同住宅等建設工事業者（次項及び同条において「特定一戸建て住宅建設工事業者等」という。）に、「請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅等」に改め、同条第二項中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に、「請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅等」に改める。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に鑑み、特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項の公表の方法の基準を改めるため提案する。

2 根拠法規

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項

3 条例の概要

- (1) 特定教育・保育施設は、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項について、見やすい場所に掲示することに加えて、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第23条関係）
- (2) 規定を整備することとした。（第36条、第53条関係）
- (3) 所要の規定を整備することとした。（第15条、第44条関係）
- (4) この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略 (<u>揭示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供し</u>なければならない。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には<u>特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」</u>と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「</p> | <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略 (<u>揭示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>揭示し</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____なければならない。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には<u>特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「</p> |

同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(電磁的記録等)

第53条 略

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)

_____をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3

〉 略

6

同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(電磁的記録等)

第53条 略

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3

〉 略

6

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例参照条文

○子ども・子育て支援法

(特定教育・保育施設の基準)

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下この号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）である場合に限る。）

二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（第五十八条の四第一項第二号及び第三号並びに第五十八条の九第二項において「設置基準」という。）（幼稚園に係るものに限る。）

三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十二条第一項第一号において同じ。）

二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分についてこども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(特定地域型保育事業の基準)

第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 特定地域型保育事業に係る利用定員（第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十二条第一項第二号において同じ。）
 - 二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、特定地域型保育の取扱いに関する部分についてこども家庭審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 特定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第四十八条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）第3条の規定による改正後のもの）

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）

第三条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）を除く。）は、その設置する幼稚園又は保育所等が都道府県（当該幼稚園又は保育所等が指定都市等所在施設（指定都市等の区域内に所在する施設であって、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する施設以外のものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該指定都市等）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該幼稚園又は保育所等が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等の長）（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法第八十条の二の規定に基づく都道府県知事又は指定都市等の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市等の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあっては、都道府県又は指定都市等の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

- 2 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。
 - 一 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法第二十五条第一項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第十条第二項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
 - 二 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつ

ては、当該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童福祉法第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県及び指定都市等を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県（当該連携施設が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該連携施設が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等の長）の認定を受けることができる。

4 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

5 都道府県知事（指定都市等所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市等の長。第八項及び第九項、次条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項において同じ。）は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）、市町村（指定都市等を除く。）及び公立大学法人以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があったときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

一 第一項若しくは第三項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。

二 当該申請に係る施設を設置する者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。次号において同じ。）が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。

四 次のいずれにも該当するものでないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- ニ 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、認定の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。
- 6 都道府県知事は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない。
- 7 指定都市等の長は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、その旨及び次条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国、市町村（指定都市等を除く。）又は公立大学法人である場合にあつては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき

）は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）（指定都市等の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、同法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一 当該申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域（指定都市等の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、同法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域）をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

二 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

三 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

9 都道府県知事は、第一項又は第三項の認定をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知しなければならない。

10 都道府県知事又は指定都市等の長は、当該都道府県又は指定都市等が設置する施設のうち、第一項又は第三項の当該都道府県又は指定都市等の条例で定める要件に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

11 指定都市等の長は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、次条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

（保育の内容）

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

○茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該

特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育又は保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育又は保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負

担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

| | |
|---|--|
| <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファ イルに書面に記載すべき事項を記録した ものを交付する方法 2 「略」</p> | <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファ イルに書面に記載すべき事項を記録した ものを交付する方法 2 「同上」</p> |
|---|--|

附 則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第二十三条の改正規定及び第三条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

| | | | |
|---|--|--|---|
| <p>れている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>[3]6 略</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>第三條 子ども・子育て支援法施行規則の一部改正 (子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> | <p>れている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>[3]6 同上</p> | <p>改 正 後</p> <p>（法第七條第十項第四号の基準） 第一條 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七條第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第七條第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの。次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>「イ」ホ 略</p> | <p>改 正 前</p> <p>（法第七條第十項第四号の基準） 第一條 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七條第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第七條第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの。次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>「イ」ホ 同上</p> |
|---|--|--|---|

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>健康管理及び安全確保</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(2) 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されているとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供されていること。</p> <p>(2) (2) 略</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>(二)四 略</p> | <p>健康管理及び安全確保</p> <p>(1) (2) 同上</p> <p>(2) 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されていること。</p> <p>(2) (2) 同上</p> <p>(二)四 同上</p> | <p>改 正 後</p> <p>(定義) 第二條 [略]</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二條第一項に規定する電子署名</p> | <p>改 正 前</p> <p>(定義) 第二條 [同上]</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二條第一項に規定する電子署名をいう。[号の細分を加える。]</p> |
|---|---|---|--|

○内閣府令第八十六号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び関係法令の規定に基づき、並びに母体保護法を実施するため、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（母体保護法施行規則の一部改正）

第一条 母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

（電磁的記録媒体による手続）

第二十九条 第九条に規定する別記様式第八号による申請書並びに第二十七条第一項に規定する別記様式第十二号及び別記様式第十三号による報告書（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、これらの申請書等の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者又は報告者の氏名及び住所並びに申請又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

改正前

（フレキシブルディスクによる手続）

第二十九条 第九条に規定する別記様式第八号による申請書並びに第二十七条第一項に規定する別記様式第十二号及び別記様式第十三号による報告書（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、これらの申請書等の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は報告者の氏名及び住所並びに申請又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第三十条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

〔条を削る。〕

（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）

第三十条 前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

〔一・二 略〕

備考 表中の「一」の記載は注記である。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正）
第二条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（揭示等）

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（電磁的記録等）

第六十二条 略
2 特定教育・保育施設等は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成さ

改正前

（揭示）

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

（電磁的記録等）

第六十二条 同上
2 特定教育・保育施設等は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成さ

（フレキシブルディスクへの記録方式）
第三十一条 第二十九条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式
二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）
第三十二条 第二十九条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

〔一・二 同上〕

る者を除く。)と、同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

第三十六條 [略]

2 [略]

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。

この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども数」と、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号口(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

第三十六條 [同上]

2 [同上]

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。

この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども数」と、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」と、同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」とする。

は「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

第二條 子ども・子育て支援法施行規則の一部改正

正す。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 4 columns: 改正後, 改正前, 備考, 附則. It contains detailed amendments to the Child Care and Education Act Enforcement Regulations, comparing 'before' and 'after' versions of various articles.

この府令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一号に掲げる規定の施行の日(令和五年九月十六日)から施行する。ただし、第一号中特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第三十五条第三項及び第三十六条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

| | | |
|-----------|---|---|
| 2 [略] | <p>改 正 後</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 認定こども園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第四号に掲げる事項</p> <p>[三・四 略]</p> | <p>○内閣府令第六十七号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十八号)の一部の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。</p> <p>令和五年九月十五日 内閣総理大臣 岸田 文雄</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令 (特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正)</p> <p>第一条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> |
| 2 [同上] | <p>改 正 前</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 認定こども園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十一項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第四号に掲げる事項</p> <p>[三・四 同上]</p> | |

(特別利用保育の基準)

第三十五条 [略]

2 [略]

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとあるのは「同号又は同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受け

(特別利用保育の基準)

第三十五条 [同上]

2 [同上]

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとあるのは「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第二号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が

第九十七条の三第四項を同条第五項とし、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により建築主事を置く特別区においては、当該特別区における同項に規定する事務の実施体制の確保又は充実に必要があるとき、当該特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築副主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築副主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築副主事に関する規定は、当該特別区が置く建築副主事に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第四条の規定並びに附則第七条及び第二十号の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第六条の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四号まで、第十六条から第十九号まで及び第二十一条から第二十三号までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第七項又は第十七条第四項の規定によりされている協議の申出は、第三条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第七項又は第十七条第四項の規定によりされた通知とみなす。

(地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定による改正後の地方独立行政法人法(以下この条において「新地方独立行政法人法」という。第七十八条第五項の規定は、地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下この条において「公立大学法人」という。)に係る令和六年四月一日以後に開始する同法第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)に係る同法第二十六条第一項に規定する中期計画(以下この条において「中期計画」という。)について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に係る中期計画については、なお従前の例による。

2 新地方独立行政法人法第七十八条第七項の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間の事業年度の地方独立行政法人法第二十七条第一項に規定する年度計画(以下この条において「年度計画」という。)について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画については、なお従前の例による。

3 新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間に受ける地方独立行政法人法第十一条第一項に規定する評価委員会(以下この条において「評価委員会」という。)の評価について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に受ける評価委員会の評価については、なお従前の例による。

4 公立大学法人が、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)において、中期計画に新地方独立行政法人法第七十八条第五項に規定する指標(次項において「指標」という。)を現に定めている場合には、前三項の規定にかかわらず、同条第五項の規定は施行日から、同条第七項の規定は施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は当該翌事業年度の翌事業年度の年度計画から、それぞれ適用する。

5 公立大学法人が、施行日後において、令和六年四月一日前に開始した中期目標の期間に係る中期計画に指標を新たに定めた場合には、第一項から第三項までの規定にかかわらず、新地方独立行政法人法第七十八条第五項の規定は当該定めた日から、同条第七項の規定は同日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は当該翌事業年度に受ける評価委員会の評価から、それぞれ適用する。

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に第七条の規定による改正前の建築基準法(以下この条において「旧建築基準法」という。第五条第一項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者(建築基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第百号)附則第二条第二項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格した者とみなされた者を含む。)は、第七条の規定による改正後の建築基準法(以下この条において「新建築基準法」という。第七十七条の五十八第一項に規定する者とみなす。)

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧建築基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けている者は、新建築基準法第七十七条の五十八第二項の一級建築基準適合判定資格者登録簿への同条第一項の登録を受けている者とみなす。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に存する旧建築基準法第七十七条の五十八第二項の規定による建築基準適合判定資格者登録簿は、新建築基準法第七十七条の五十八第二項の規定による一級建築基準適合判定資格者登録簿とみなす。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

(児童福祉法及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条第一項

二 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号)附則第四条第一項(消防法の一部改正)

第八条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書及び第二項中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(三十三イ中「建築基準適合判定資格者」を「一級建築基準適合判定資格者」に改め、同号(三十三ロ)を同号(三十三ハ)とし、同号(三十三イ)の次に次のように加える。

ロ 一級建築基準適合判定資格者の登録
登録件数 一件につき五千円

(都市緑地法の一部改正)

第十条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「建築主事等」を「検査実施者」に改める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽
令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第五十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係（第一条—第三条）
- 第二章 総務省関係（第四条・第五条）
- 第三章 法務省関係（第六条）
- 第四章 国土交通省関係（第七条）

附則

第一章 内閣府関係

第一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。
第九十条の二第二項中「次項」を「第四項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 市町村長は、前項の規定による調査に必要な限度で、その保有する被災者の住家に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
3 特別区の区長は、第一項の規定による調査のため必要があるときは、都知事に対して、被災者の住家に関する情報の提供を求めることができる。
（交通安全対策基本法の一部改正）

第二条 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。
第二十六条第一項及び第四項中「よう努めるものとする」を「ことができる」に改める。
（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。
第二条第六項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第三条第七項中「あらかじめ、都道府県知事に協議しなければ」を「その旨及び次条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知しなければ」に改め、同条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とする。

第六条中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。
第七条第三項中「第三条第十一項」を「第三条第十項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。
第十七条第四項中「あらかじめ、都道府県知事に協議しなければ」を「その旨及び第四条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知しなければ」に改める。
第十八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十八条中「同条第十項の申請書の写しの送付」を「同条第七項の規定による通知」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「第十八条第二項の書類の写しの送付」を「同条第四項の規定による通知」に、「同条第三項」を「第十八条第二項」に、「第三条第十一項」を「第三条第十項」に改める。

第二章 総務省関係

（住民基本台帳法の一部改正）

第四条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の三十一の項中「による」の下に「同法第十四条第一項の地図の作成、同法第二十九条第一項の調査、」を加え、「又は同法第三十一条第一項の申請」を「、同法第三十一条第一項の申請又は同法第三百三十三条第一項、第三百三十六条第一項、第四百四十条第一項若しくは第四百四十四条第一項の通知」に改め、同表の三十八の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|--|
| 三十八の二 法務省 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）による同法第四十四条第一項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 三十八の三 法務省 | 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）による同法第三条第一項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

別表第一の九十六の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------|---|
| 九十六の二 国土交通省 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同法第四十三条第一項の命令若しくは選任の請求、同法第四十七条の第一項に規定する地域福増進事業等（以下同じ）の実施の準備に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
|-------------|---|

別表第一の百十九の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|---|
| 百十九の二 環境省 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）による同法第九十一条の八第一項の認定、同条第八項（同法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む）、同法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む）、同法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む）、同法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む）の届出、同法第十五条の四の二第一項、第十五条の四の二第三項若しくは第十五条の四の二第四項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
|-----------|---|

別表第二の五の三十五の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------|--|
| 五の三十六 市町村長 | 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）による同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 五の三十七 農業委員会 | 農地法による同法第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条の二第一項の農地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 五の三十八 農業委員会 | 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十号）による同法第二十二条の二第二項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 五の三十九 市町村長 | 森林法による同法第九十一条の四第一項の林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

こども施策を総合的かつ計画的に推進するためこども政策審議会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案する。

2 根拠法規

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び第3項
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項及び第34条の16第1項

3 条例の概要

- (1) 題名を茅ヶ崎市こども政策審議会条例に改めることとした。（題名関係）
- (2) 茅ヶ崎市こども政策審議会は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定するこども施策についての計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること並びに子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理することを所掌することとした。（第2条関係）
- (3) 所要の規定を整備することとした。（第3条から第8条まで関係）
- (4) 次に掲げる条例について、所要の規定を整備することとした。（附則第4項、附則第5項関係）
 - ア 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）
 - イ 茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茅ヶ崎市条例第49号）
 - ウ 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茅ヶ崎市条例第58号）
- (5) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p><u>茅ヶ崎市子ども政策審議会条例</u> (設置)</p> | <p><u>茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例</u> (設置)</p> |
| <p><u>第1条</u> <u>子ども施策</u>（<u>子ども基本法</u>（<u>令和4年法律第77号</u>）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>子ども施策</u>をいう。）を総合的かつ計画的に推進するため茅ヶ崎市子ども政策審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p><u>第2条</u> <u>審議会</u>の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>子ども基本法</u>第10条第2項に規定する<u>子ども施策</u>についての計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく<u>施策</u>の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。</p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援法</u>（<u>平成24年法律第65号</u>）<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(委員)</p> <p><u>第3条</u> <u>審議会</u>は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(8) 2 略 3 略 (会長及び副会長)</p> <p><u>第4条</u> <u>審議会</u>に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、<u>審議会</u>を代表する。</p> <p>3 略 (会議)</p> <p><u>第5条</u> <u>審議会</u>の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>審議会</u>の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>審議会</u>の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)</p> <p><u>第6条</u> <u>審議会</u>は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 (庶務)</p> | <p><u>第1条</u> <u>子ども・子育て支援法</u>（<u>平成24年法律第65号</u>）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、茅ヶ崎市子ども・子育て会議（以下「<u>子ども・子育て会議</u>」という。）を設置する。</p> <p>(委員)</p> <p><u>第2条</u> <u>子ども・子育て会議</u>は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(8) 2 略 3 略 (会長及び副会長)</p> <p><u>第3条</u> <u>子ども・子育て会議</u>に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、<u>子ども・子育て会議</u>を代表する。</p> <p>3 略 (会議)</p> <p><u>第4条</u> <u>子ども・子育て会議</u>の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>子ども・子育て会議</u>の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>子ども・子育て会議</u>の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)</p> <p><u>第5条</u> <u>子ども・子育て会議</u>は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 (庶務)</p> |

第7条 審議会の庶務は、こども育成部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、こども育成部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------|-------|---|---|---|-------------------|---|---|-------------------|---|---|---|---|---|---|-----|-----|-------|---|---|---|--------------------|---|---|--------------------|---|---|---|---|---|
| (茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第1 (第1条関係) | 別表第1 (第1条関係) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>こども政策審議会会長</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>こども政策審議会委員</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 単 位 | 報 酬 額 | 略 | 略 | 略 | <u>こども政策審議会会長</u> | 略 | 略 | <u>こども政策審議会委員</u> | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>子ども・子育て会議会長</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>子ども・子育て会議委員</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 単 位 | 報 酬 額 | 略 | 略 | 略 | <u>子ども・子育て会議会長</u> | 略 | 略 | <u>子ども・子育て会議委員</u> | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 区 分 | 単 位 | 報 酬 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>こども政策審議会会長</u> | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>こども政策審議会委員</u> | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 単 位 | 報 酬 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>子ども・子育て会議会長</u> | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>子ども・子育て会議委員</u> | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (最低基準の向上) | (最低基準の向上) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第4条 市長は、茅ヶ崎市子ども政策審議会（茅ヶ崎市子ども政策審議会条例（平成25年茅ヶ崎市条例第28号）に基づき設置された茅ヶ崎市子ども政策審議会をいう。）の意見を聴き、家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p> | <p>第4条 市長は、茅ヶ崎市子ども・子育て会議（茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例（平成25年茅ヶ崎市条例第28号）に基づき設置された茅ヶ崎市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (最低基準の向上) | (最低基準の向上) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第4条 教育委員会は、茅ヶ崎市子ども政策審議会（茅ヶ崎市子ども政策審議会条例（平成25年茅ヶ崎市条例第28号）に基づき設置された茅ヶ崎市子ども政策審議会をいう。）の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p> | <p>第4条 教育委員会は、茅ヶ崎市子ども・子育て会議（茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例（平成25年茅ヶ崎市条例第28号）に基づき設置された茅ヶ崎市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例参照条文

○子ども・子育て支援法

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特

定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

○地方自治法

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○児童福祉法

第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

- ② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数
 - 二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- ③ 家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

○こども基本法

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

医療費の助成の対象となる小児の範囲を拡大することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

3 条例の概要

- (1) 医療費の助成の対象となる小児は、茅ヶ崎市の区域に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者とする事とした。（第2条関係）
- (2) 小児の医療費の助成を受けることができる者は、小児の疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の規定により医療に関する給付が行われる者とする事とした。（第3条関係）
- (3) 規定を整備する事とした。（第4条から第6条まで関係）
- (4) この条例は、一部の規定を除き、令和6年7月1日から施行する事とし、所要の経過措置を設ける事とした。

茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「小児」とは、茅ヶ崎市の区域に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。</p> <p>2 この条例において「医療費」とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）によって算定された額（<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）</u>その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）においてこれと異なる算定方法が定められている場合には、その算定方法によって算定された額）をいう。</p> <p>(対象者)</p> | <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業した日又は中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日（中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後において、卒業又は修了以前から継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した日若しくは修了した日の属する月の末日又は当該退院の日が18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、18歳に達する日の属する月の末日とする。）までにある者をいう。</p> <p>2 この条例において「児童」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。</p> <p>3 この条例において「小児を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>(3) 第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>4 この条例にいう「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p> <p>5 この条例において「医療費」とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）によって算定された額（<u>当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている</u>）場合には、その算定方法によって算定された額）をいう。</p> <p>-(対象者)-</p> |

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、小児（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われる者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している者
- (4) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる者

（助成の範囲）

第4条 市長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者

が負担すべき額から規則で定める額を控除して得た額を助成する。

（助成の方法）

第5条 この条例による医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者（以下「病院等」という。）に、対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、市長が前条の規定により算定された額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、前条の規定により算定された額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（医療証の交付）

第6条 この条例による医療費の助成を受けようとする対象者は、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

第3条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、茅ヶ崎市の区域に住所を有する小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療（児童以外の小児にあつては、入院に係る医療）に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する小児を養育している者は、対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている小児
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている小児
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している小児
- (4) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる小児

（助成の範囲）

第4条 市長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって小児に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には、世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除して得た額を助成する。

（助成の方法）

第5条 児童の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者（以下「病院等」という。）に、対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、市長が助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

3 児童以外の小児の医療費の助成は、市長が助成する額を対象者に支払うことにより行う。

（医療証の交付）

第6条 児童の医療費の助成を受けようとする対象者は、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- 二 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- 三 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額及び低所得者に係る保険料の減額の基準となる所得の金額を引き上げるとともに、国民健康保険法の改正に伴い、規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条

3 条例の概要

- (1) 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を、240,000円に引き上げることとした。（第31条関係）
- (2) 保険料の基礎賦課額から被保険者均等割額及び世帯別平等割額の10分の5に相当する額を減額する基準における被保険者数に乗ずる金額を295,000円に、10分の2に相当する額を減額する基準における被保険者数に乗ずる金額を545,000円にそれぞれ引き上げることとした。（第41条関係）
- (3) 規定を整備することとした。（第14条から第17条まで、第22条から第26条まで、第35条、第40条関係）
- (4) 所要の規定を整備することとした。（第5条、第18条から第21条まで、第27条から第30条まで、第32条、第41条の3、第41条の4関係）
- (5) この条例は、令和6年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第5条 削除</p> <p>(_____ 基礎賦課総額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額のうち</p> <p>_____</p> <p>_____ 基礎賦課額</p> <p>(第41条、第41条の3及び第41条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用 _____ の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 _____ の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条 _____ の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(_____ 神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))、高齢者医療確保</p> | <p>(退職被保険者の被扶養者)</p> <p>第5条 法附則第6条第2項各号に規定する主としてその者により生計を維持する被扶養者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 被扶養者の年間の収入が1,300,000円未満(被扶養者が60歳以上の者又は厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に規定する障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者にあつては、1,800,000円未満)であつて、かつ、当該被扶養者に係る退職被保険者(法附則第6条第1項に規定する退職被保険者をいう。以下同じ。)の年間の収入の2分の1未満である者</p> <p>(2) 前号に準ずると市長が認める者(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第41条、第41条の3及び第41条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに関し、神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))、高齢者医療確保</p> |

法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ
　　略
オ

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（_____

_____国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）_____

_____の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金_____

_____の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（

法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ
　　略
オ

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用

（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（

国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(

法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金

を除く。)の額
(基礎賦課額)

第15条 保険料の賦課額のうち

基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額

の合計額とする。

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第16条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第

国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1

項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第15条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に

係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第16条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第

35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第41条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第41条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

（ 基礎賦課額の保険料率）

第17条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 基礎賦課総額の100分の55に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日にお

35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第41条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第41条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第17条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 基礎賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日にお

る被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

- 2 略
- 3 略

第18条から第21条まで 削除

る一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

- 2 略
- 3 略

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第18条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第19条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）

第20条 第18条の被保険者均等割額は、第17条の規定により算定した額と同額とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第21条 第18条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯

(基礎賦課限度額)
第22条 第15条 _____ の基礎賦課額 _____
_____ は、6
50,000円を超えることができない。
(_____ 後期高齢者支援金等賦課
総額)

第23条 保険料の賦課額のうち _____
_____ 後期高齢者支援金等賦課額 (第41条、第
41条の3及び第41条の4の規定により後期
高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場
合にあっては、その減額することとなる額を含
む。)の総額 (以下「後期高齢者支援金等賦課
総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込
額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額
を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付
金の納付に要する費用 (神奈川県国民健康
保険に関する特別会計において負担する後期
高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付
に要する費用に係る部分 _____

_____に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 法附則第7条 _____の規定により読み替えら
れた法第75条の規定により交付を受ける
補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付
に要する費用に係るものに限る。)及び同
条の規定により貸し付けられる貸付金 (国
民健康保険事業費納付金の納付に要する費
用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する

第17条第1項第3号アに定めるところによ
り算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する
退職被保険者の属する世帯であって特定月以
後5年を経過する月までの間にあるもの (当
該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)

第17条第1項第3号イに定めるところ
により算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する
退職被保険者の属する世帯であって特定月以
後5年を経過する月の翌月から特定月以後8
年を経過する月までの間にあるもの (当該世
帯に他の被保険者がいない場合に限る。)

第17条第1項第3号ウに定めるところによ
り算定した額

(基礎賦課限度額)

第22条 第15条又は第18条の基礎賦課額 (一
般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯
に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第
18条の基礎賦課額との合算額をいう。第40
条及び第41条第1項において同じ。)は、6
50,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課
総額)

第23条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に
係る後期高齢者支援金等賦課額 (第41条、第
41条の3及び第41条の4の規定により後期
高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場
合にあっては、その減額することとなる額を含
む。)の総額 (以下「後期高齢者支援金等賦課
総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込
額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額
を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付
金の納付に要する費用 (神奈川県国民健康
保険に関する特別会計において負担する後期
高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付
に要する費用に係る部分であって、神奈川県
が行う国民健康保険の一般被保険者に係るも
の)に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えら
れた法第75条の規定により交付を受ける
補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付
に要する費用に係るものに限る。)及び同
条の規定により貸し付けられる貸付金 (国
民健康保険事業費納付金の納付に要する費
用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する

費用に限る。)のための収入(_____
_____法第
72条の3第1項、第72条の3の2第1
項及び第72条の3の3第1項の規定による
繰入金を除く。)の額

(_____後期高齢者支援金等賦課
額)

第24条 保険料の賦課額のうち _____

_____後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に
属する被保険者につき _____算定した所得割額及
び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該
世帯につき算定した世帯別平等割額 _____

_____の合計
額とする。

(_____後期高齢者支援金等賦課
額の所得割額の算定)

第25条 前条の所得割額は、被保険者 _____に係
る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎
控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険
料率を乗じて算定する。

(_____後期高齢者支援金等賦課
額の保険料率)

第26条 _____後期高齢者支援金
等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の1
00分の55に相当する額を被保険者 _____に
係る基礎控除後の総所得金額等(政令第29
条の7第3項第4号ただし書に規定する場合
にあっては、省令第32条の9の2に規定す
る方法の例により補正された後の金額)の総
額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課
総額の100分の25に相当する額を当該年
度の初日における被保険者 _____の数で除して
得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯
の区分に応じ、それぞれアからウまでに定め
るところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 _____
_____後期高齢者支援金等賦課総
額の100分の20に相当する額を当該年
度の初日における被保険者が _____属する世
帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じ
て得た数と特定継続世帯の数に4分の1を
乗じて得た数の合計数を控除した数で除し
て得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定
した額に2分の1を乗じて得た額

費用に限る。)のための収入(法附則第9
条第1項の規定により読み替えられた法第
72条の3第1項、第72条の3の2第1
項及び第72条の3の3第1項の規定による
繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課
額)

第24条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に

係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に
属する一般被保険者につき算定した所得割額及
び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該
世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保
険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する
場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世
帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計
額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課
額の所得割額の算定)

第25条 前条の所得割額は、一般被保険者に係
る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎
控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険
料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課
額の保険料率)

第26条 一般被保険者に係る後期高齢者支援金
等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の1
00分の55に相当する額を一般被保険者に
係る基礎控除後の総所得金額等(政令第29
条の7第3項第4号ただし書に規定する場合
にあっては、省令第32条の9 _____に規定す
る方法の例により補正された後の金額)の総
額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課
総額の100分の25に相当する額を当該年
度の初日における一般被保険者の数で除して
得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯
の区分に応じ、それぞれアからウまでに定め
るところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般
被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総
額の100分の20に相当する額を当該年
度の初日における一般被保険者が属する世
帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じ
て得た数と特定継続世帯の数に4分の1を
乗じて得た数の合計数を控除した数で除し
て得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定
した額に2分の1を乗じて得た額

- ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

第27条から第30条まで 削除

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

- ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。
(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第27条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第28条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第26条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第29条 第27条の被保険者均等割額は、第26条の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第30条 第27条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯
第26条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)
第26条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)
第26条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第31条 第24条 _____ の後期高齢者支援金等賦課額は、240,000円

_____ を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第32条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第41条及び第41条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合においては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 法附則第7条 _____ の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(_____ 法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額の保険料率)

第35条 _____ 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)

略

(3)

2 略

3 略

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第40条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介

第31条 第24条又は第27条の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第24条の後期高齢者支援金等賦課額と第27条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、220,000円を超えない。

(介護納付金賦課総額)

第32条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第41条及び第41条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合においては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額の保険料率)

第35条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)

略

(3)

2 略

3 略

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第40条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介

消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第41条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条_____の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の

消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第41条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の

算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に295,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において当該世帯に属す

算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に290,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において当該世帯に属す

る被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に545,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第24条_____」と、「第22条」とあるのは「第31条」と、前項中「第17条第2項及び第3項」とあるのは「第26条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第33条」と、「第22条」とある

る被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に535,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条」とあるのは「第31条」と、前項中「第17条第2項及び第3項」とあるのは「第26条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第22条」とある

のは「第36条」と、第2項中「第17条第2項及び第3項」とあるのは「第35条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第41条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(第3項において「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を控除して得た額とする(第3項に掲げる場合を除く。)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条_____」とあるのは「第26条_____」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第17条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を控除して得た額

(2) 略

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条_____」とあるのは「第26条_____」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第41条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条_____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、

のは「第36条」と、第2項中「第17条第2項及び第3項」とあるのは「第35条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第41条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(第3項において「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を控除して得た額とする(第3項に掲げる場合を除く。)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を控除して得た額

(2) 略

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第41条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、

同条に規定する額)とする(第5項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第48条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第24条_____」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第2項中「第17条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条_____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所

同条に規定する額)とする(第5項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第48条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条_____」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条_____」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第2項中「第17条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条又は第18条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所

得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第24条_____」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第6項中「第17条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条_____」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条_____」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第6項中「第17条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例参照条文

○国民健康保険法（全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第4条の規定による改正前のもの）

（適用除外）

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としない。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者
- 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）に基づく共済組合の組合員
- 四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- 五 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
- 六 船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者
- 七 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。
- 八 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者
- 九 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
- 十 国民健康保険組合の被保険者
- 十一 その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

第七十条 国は、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、当該都道府県内の市町村による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（第七十三条第一項、第七十五条の二第一項、第七十六条第二項及び第百四条において「療養の給付等に要する費用」という。）並びに当該都道府県による高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十二を負担する。

- 一 被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額の二分の一に相当する額を控除した額
 - 二 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）
- 2 第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村又は都道府県若しくは市町村が被保険者の全部若しくは一部についてその一部負担金に相当する額の全部若しくは一部を負担

することとしている市町村が属する都道府県に対する前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられないものとして、政令で定めるところにより算定した同号に掲げる額に相当する額とする。

- 3 国は、第一項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、都道府県に対し、被保険者に係る全ての医療に関する給付に要する費用の額に対する高額な医療に関する給付に要する費用の割合等を勘案して、国民健康保険の財政に与える影響が著しい医療に関する給付として政令で定めるところにより算定する額以上の医療に関する給付に要する費用の合計額（第七十二条の二第二項において「高額医療費負担対象額」という。）の四分の一に相当する額を負担する。

（市町村の特別会計への繰入れ等）

第七十二条の三 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第一項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

- 2 都道府県は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金の四分の三に相当する額を負担する。

第七十二条の三の二 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第二項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

- 2 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。
- 3 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十二条の三の三 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第三項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

- 2 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。
- 3 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

（都道府県及び市町村の補助及び貸付）

第七十五条 都道府県及び市町村は、第七十二条の三第二項、第七十二条の三の二第三項、第七十二条の三の三第三項及び第七十二条の四第三項に規定するもののほか、国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる。

（国民健康保険保険給付費等交付金）

第七十五条の二 都道府県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、及び当該都道府県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、条例で、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険保険給付費等交付金を交付する。

2 前項の規定による国民健康保険給付費等交付金の交付は、都道府県国民健康保険運営方針との整合性を確保して行うよう努めるものとする。

(国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務)

第七十五条の七 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

2 市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。

(条例又は規約への委任)

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

附 則

(退職被保険者等の経過措置)

第六条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）のうち、次に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付を受けることができる者であつて、これらの法令の規定による被保険者、組合員若しくは加入者であつた期間（当該期間に相当するものとして政令で定める期間を含む。）又はこれらの期間を合算した期間（以下この項及び附則第二十条において「年金保険の被保険者等であつた期間」という。）が二十年（その受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満である当該年金たる給付を受けることができる者にあつては、当該年金たる給付の区分に応じ政令で定める期間）以上であるか、又は四十歳に達した月以後の年金保険の被保険者等であつた期間が十年以上であるものに該当する者（当該者となつた時以後平成二十六年までの間に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。附則第二十五条において「改正法」という。）第四条の規定による改正前のこの法律の定めるところにより市町村が行う国民健康保険の被保険者である期間を有する者に限る。）は、退職被保険者とする。ただし、当該年金たる給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止されている者については、この限りでない。

一 厚生年金保険法

二 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）

三 国家公務員共済組合法

四 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）

五 地方公務員等共済組合法

六 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第一百五十三号）

七 私立学校教職員共済法

八 地方公務員の退職年金に関する条例

九 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和三十五年法律第二百五十六号）

2 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、退職被保険者の被扶養者とする。

一 退職被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）その他三親等内の親族であつて、その退職被保険者と同一の世帯に属し、主としてその者により生計を維持するもの

二 退職被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、その退職被保険者と同一の世帯に属し、主としてその者により生計を維持するもの

三 前号の配偶者の死亡後における父母及び子であつて、引き続きその退職被保険者と同一の世帯

に属し、主としてその者により生計を維持するもの

(療養給付費等交付金)

第七条 支払基金は、政令で定めるところにより、退職被保険者及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）が住所を有する都道府県（以下「退職被保険者等所属都道府県」という。）に対し、当該退職被保険者等所属都道府県及び当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等が住所を有する市町村（以下「退職被保険者等所属市町村」という。）が負担する費用のうち、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額（以下「被用者保険等拠出対象額」という。）について、療養給付費等交付金を交付する。

一 退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に当該退職被保険者等所属都道府県に係る被保険者の総数に対する退職被保険者等の総数の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額

三 退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額

2 前項の療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）は、附則第十条の規定により支払基金が徴収する療養給付費等拠出金をもつて充てる。

3 第一項第二号に規定する調整対象基準額は、療養給付費等交付金の交付を受ける年度の概算調整対象基準額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ。）とする。ただし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額（同法第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該年度の概算調整対象基準額からその超える額とその超える額に係る調整対象基準調整金額（当該年度の前々年度における全ての退職被保険者等所属都道府県に係る概算調整対象基準額と確定調整対象基準額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより退職被保険者等所属都道府県ごとに算定される額をいう。以下この項において同じ。）との合計額を控除して得た額とするものとし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額に満たないときは、当該年度の概算調整対象基準額にその満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額を加算して得た額とする。

(国の負担等に関する読替え)

第九条 退職被保険者等所属都道府県については、第七十条第一項第一号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者（附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項において同じ。）」と、同項第二号中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金の納付に要する費用の額から、附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」と、第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」とする。

2 高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合にあつては、第七十六条第二項中「組合は」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合は」と、「並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、健康保険法第七十九条に規定する組合にあつては、同法」とあるのは「、介護納付金、附則第十条第一項の規定による拠出金並びに健康保険法」とする。

(病床転換支援金の経過措置)

第二十二条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第六十九条中「及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）」

とあるのは「、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」と、第七十条第一項（附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）」とあるのは「、同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）」と、同項第二号（附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「及び後期高齢者支援金」とあるのは「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十三条第一項及び第二項中「及び後期高齢者支援金」とあるのは「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十五条、第七十五条の七第一項、第七十六条第一項及び同条第二項（附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第八十一条の第二十項第四号及び第五号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第七条第一項第二号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、附則第二十一条第三項第二号中「調整対象基準額」とあるのは「調整対象基準額及び当該特定健康保険組合が負担する病床転換支援金の合算額」と、同条第四項第二号中「調整対象基準額」とあるのは「調整対象基準額及び当該特定健康保険組合が負担した病床転換支援金の合計額」とする。

○地方税法

（所得控除）

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

- 一 前年中に災害又は盗難若しくは横領（以下この号において「災害等」という。）により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるもののある資産（第三百十三条第十項に規定する資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産を除く。）について損失を受けた場合（当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、当該損失の金額（当該支出をした金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この号において「損失の金額」という。）の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える所得割の納税義務者
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額
イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）が五万円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。） 当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額
ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいずれか低い金額
ハ 損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合 五万円とイに定める金額とのいずれか低い金額
- 二 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。）を支払い、その支払った医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超える場合には、十万円）を超える所得割の納税義務者 その超える金額（その金額が二百万円を超える場合には、二百万円）
- 三 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料（所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料（租税特別措置法第四十一条の七第二項において社会

保険料とみなされる金銭の額を含む。)をいう。)を支払った、又は給与から控除される所得割の納税義務者 その支払った、又は給与から控除される金額

四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法第二条第二項に規定する共済契約（政令で定めるものを除く。）に基づく掛金

ロ 確定拠出年金法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金又は同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金

ハ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものに係る契約に基づく掛金

五 前年中にイに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、ロに規定する介護医療保険料又はハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料を支払った所得割の納税義務者 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額の合計額（当該合計額が七万円を超える場合には、七万円）

イ 新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第七項第一号イからハまでに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この号及び第七項において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（ハにおいて「生存死亡部分」という。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、ロに規定する介護医療保険料及びハに規定する新個人年金保険料を除く。以下イ及びロにおいて「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（ハに規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下イにおいて「旧生命保険料」という。）を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 新生命保険料を支払った場合（(3)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額（前年中において新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(1)及び(3)(i)において同じ。）が一万二千元以下である場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が一万二千元を超え三万二千元以下である場合 一万二千元と当該合計額から一万二千元を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が三万二千元を超え五万六千元以下である場合 二万二千元と当該合計額から三万二千元を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が五万六千元を超える場合 二万八千元

(2) 旧生命保険料を支払った場合（(3)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額（前年中において旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2)及び(3)(ii)において同じ。）が一万五千元以下である場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が一万五千元を超え四万円以下である場合 一万五千元と当該合計額から一万五千元を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が四万円を超え七万円以下である場合 二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合

計額

- (iv) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が七万円を超える場合 三万五千円
- (3) 新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円）
- (i) 新生命保険料 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額の(1) (i) から(iv) までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1) (i) から(iv) までに定める金額
- (ii) 旧生命保険料 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額の(2) (i) から(iv) までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(2) (i) から(iv) までに定める金額
- ロ 介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第二号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由（第七項第二号及び第三号において「医療費等支払事由」という。）に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下ロにおいて「介護医療保険料」という。）を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額（前年中において介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下ロにおいて同じ。）が一万二千元以下である場合 当該合計額
- (2) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が一万二千元を超え三万二千元以下である場合 一万二千元と当該合計額から一万二千元を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額
- (3) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が三万二千元を超え五万六千元以下である場合 二万二千元と当該合計額から三万二千元を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額
- (4) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が五万六千元を超える場合 二万八千円
- ハ 新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下ハにおいて「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（その者の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下ハにおいて「旧個人年金保険料」という。）を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 新個人年金保険料を支払った場合（(3) に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (i) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額（前年中において新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(1) 及び(3) (i) において同じ。）が一万二千元以下である場合 当該合計額
- (ii) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が一万二千元を超え三万二千元以下である場合 一万二千元と当該合計額から一万二千元を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額
- (iii) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が三万二千元を超え五万六千元以下である場合 二万二千元と当該合計額から三万二千元を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額
- (iv) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が五万六千元を超える場合 二万八

千円

(2) 旧個人年金保険料を支払った場合（(3)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額（前年中において旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2)及び(3)(ii)において同じ。）が一万五千元以下である場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が一万五千元を超え四万円以下である場合 一万五千元と当該合計額から一万五千元を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が四万円を超え七万円以下である場合 二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が七万円を超える場合 三万五千元

(3) 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千元を超える場合には、二万八千元）

(i) 新個人年金保険料 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額の(1)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)(i)から(iv)までに定める金額

(ii) 旧個人年金保険料 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額の(2)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(2)(i)から(iv)までに定める金額

五の二 削除

五の三 前年中に、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する所得税法第九条第一項第九号に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下この号において「地震等損害」という。）によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地震保険料」という。）を支払った所得割の納税義務者 前年中に支払った地震保険料の金額の合計額（前年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）の二分の一に相当する金額（その金額が二万五千元を超える場合には、二万五千元）

六 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者 各障害者につき二十六万円（その者が特別障害者（障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。第三項及び第八項並びに第三百十四条の六において同じ。）である場合には、三十万円）

七 削除

八 寡婦である所得割の納税義務者 二十六万円

八の二 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円

九 勤労学生である所得割の納税義務者 二十六万円

十 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合 三十三万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者をいう。以下こ

の条及び第三百十四条の六第一号イにおいて同じ。)である場合には、三十八万円)

ロ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合 二十二万円 (その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、二十六万円)

ハ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 十一万円 (その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十三万円)

十の二 自己と生計を一にする配偶者 (第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。) で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者 (その配偶者がこの号に規定する所得割の納税義務者としてこの号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合 当該配偶者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が百万円以下である配偶者 三十三万円

(2) 前年の合計所得金額が百万円を超え百三十万円以下である配偶者 三十八万円から当該配偶者の前年の合計所得金額のうち九十三万一千円を超える部分の金額 (当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。) を控除した金額

(3) 前年の合計所得金額が百三十万円を超える配偶者 三万円

ロ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合 当該配偶者のイ(1) から(3) までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1) から(3) までに定める金額の三分の二に相当する金額 (当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額)

ハ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 当該配偶者のイ(1) から(3) までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1) から(3) までに定める金額の三分の一に相当する金額 (当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額)

十一 控除対象扶養親族 (扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。以下この款において同じ。) を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき三十三万円 (その者が特定扶養親族 (控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第八項及び第三百十四条の六において同じ。) である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族 (控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項及び第八項並びに第三百十四条の六において同じ。) である場合には三十八万円)

イ 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者 年齢十六歳以上の者

ロ 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者 年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1) 留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなった者

(2) 障害者

(3) その市町村民税の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者

2 市町村は、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

一 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十三万円

二 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合 二十九万円

三 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合
十五万円

- 3 所得割の納税義務者の有する同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは当該納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者（第三百十四条の六において「同居特別障害者」という。）である場合には、当該特別障害者に係る第一項第六号の金額は、五十三万円とする。
- 4 所得割の納税義務者の有する老人扶養親族が当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者（第三百十四条の六において「同居直系尊属」という。）である場合には、当該老人扶養親族に係る第一項第十一号の金額は、四十五万円とする。
- 5 租税特別措置法第四条の四第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、第一項第五号及び第五号の三の規定は、適用しない。
- 6 第一項第一号の規定により控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定により控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定により控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第四号の規定により控除すべき金額を小規模企業共済等掛金控除額と、同項第五号の規定により控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第五号の三の規定により控除すべき金額を地震保険料控除額と、同項第六号及び第三項の規定により控除すべき金額を障害者控除額と、第一項第八号の規定により控除すべき金額を寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号の規定により控除すべき金額を勤労学生控除額と、同項第十号の規定により控除すべき金額を配偶者控除額と、同項第十号の二の規定により控除すべき金額を配偶者特別控除額と、同項第十一号及び第四項の規定により控除すべき金額を扶養控除額と、第二項の規定により控除すべき金額を基礎控除額という。
- 7 第一項第五号及び第五号の三において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。この場合において、平成二十四年一月一日以後に第二号に規定する旧生命保険契約等又は第五号に規定する旧個人年金保険契約等に附帯して第一号、第三号又は第四号に規定する新契約を締結したときは、当該旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなす。
 - 一 新生命保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）若しくは他の保険契約（共済に係る契約を含む。第三号及び第四号において同じ。）に附帯して締結した新契約又は同日以後に確定給付企業年金法第三条第一項第一号その他政令で定める規定（次号において「承認規定」という。）の承認を受けた二に掲げる規約若しくは同項第二号その他政令で定める規定（次号において「認可規定」という。）の認可を受けた同項第二号に規定する基金（次号において「基金」という。）の二に掲げる規約（以下この号及び次号において「新規約」と総称する。）のうち、これらの新契約又は新規約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの
 - イ 保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（保険期間が五年に満たない保険契約で政令で定めるもの（次号において「特定保険契約」という。）及び当該外国生命保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）
 - ロ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約（次号及び第三号において「旧簡易生命保険契約」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの
 - ハ 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した生命共済に係る契約（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。）その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約（次号及び第三号において「生命共済契約等」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

- ニ 確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの
- 二 旧生命保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した次に掲げる契約（失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）又は同日以前に承認規定の承認を受けたホに掲げる規約若しくは認可規定の認可を受けた基金のホに掲げる規約（新規約を除く。）のうち、これらの契約又は規約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの
 - イ 前号イに掲げる契約
 - ロ 旧簡易生命保険契約
 - ハ 生命共済契約等
 - ニ 前号イに規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約（イに掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの、特定保険契約、当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したもののその他政令で定めるものを除く。）のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの
 - ホ 前号ニに掲げる規約又は契約
- 三 介護医療保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、これらの新契約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの
 - イ 前号ニに掲げる契約
 - ロ 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等（第一号ロ及びハに掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因するものその他政令で定めるものを除く。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの
- 四 新個人年金保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した第一号イからハまでに掲げる契約（年金を給付する定めのあるもので政令で定めるもの（次号において「年金給付契約」という。）に限るものとし、失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、次に掲げる要件の定めのあるもの
 - イ 当該契約に基づく年金の受取人は、ロの保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること。
 - ロ 当該契約に基づく保険料又は掛金の払込みは、年金支払開始日前十年以上の期間にわたって定期に行うものであること。
 - ハ 当該契約に基づくイに定める個人に対する年金の支払は、当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存している期間にわたって定期に行うものであることその他の政令で定める要件
- 五 旧個人年金保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第二号イからハまでに掲げる契約（年金給付契約に限るものとし、失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）のうち、前号イからハまでに掲げる要件の定めのあるもの
- 六 損害保険契約等 次に掲げる保険契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約
 - イ 保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約のうち一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害を填補するもの（第二号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

ロ 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

- 8 第一項、第三項又は第四項の場合において、特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、ひとり親若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の第三項の規定に該当する同一生計配偶者、老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者若しくは第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者若しくは特定扶養親族、第三項の規定に該当する扶養親族、第四項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるものとする。ただし、その所得割の納税義務者が子が同日前に既に死亡している場合には、当該子がその所得割の納税義務者の第二百九十二条第一項第十二号イに規定する政令で定める子に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況によるものとする。
- 9 所得税法第二条第一項第三十二号の規定は、第一項第九号及び第三百十四条の六の勤労学生の意義について準用する。この場合において、同法第二条第一項第三十二号中「合計所得金額が」とあるのは「当該年度の初日の属する年の前年（以下この号において「前年」という。）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。以下この号において同じ。）が」と、「かつ、」とあるのは「かつ、前年の」と読み替えるものとする。
- 10 前年の中途において所得割の納税義務者の配偶者が死亡し、前年中にその納税義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計配偶者及び第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者並びに扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。
- 11 第一項及び第二項の規定による控除に当たっては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除するものとする。
- 12 前各項に定めるもののほか、第一項各号の規定により控除すべき金額の計算及びその控除の手続について必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令（国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）の規定による改正後のもの）

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第二十九条の七 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号イ(6)及びロ(4)において同じ。）に充てるための賦課額をいう。同項において同じ。）
- 二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第三項において同じ。）
- 三 世帯主の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（第四項において「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第四項において同じ。）

2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額

- (1) 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額
- (2) 国民健康保険事業費納付金（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
- (3) 法第八十一条の二第五項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- (4) 法第八十一条の二第十項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- (5) 保健事業に要する費用の額
- (6) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額

ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額

- (1) 法第七十四条の規定による補助金の額
- (2) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この(2)において同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額
- (3) 法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額
- (4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

二 基礎賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

三 当該基礎賦課額は、前号イからハまでに掲げる基礎賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号

、この号本文、第六号本文、第七号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が第九号の規定に基づき定められる当該基礎賦課額の限度額（第六号において「基礎賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定するものであること。

六 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を当該年度の地方税法の規定による固定資産税の額又は当該額のうち土地及び家屋に係る部分の額（以下「固定資産税額等」という。）に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、第四号本文、この号本文、次号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が基礎賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

七 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定するものであること。

八 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下このイにおいて「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ロ及び次項第七号において「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ハ及び次項第七号において「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数に按分すること。

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。

九 第三号の基礎賦課額は、六十五万円を超えることができないものであること。

3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該後期高齢者支援金等賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第

七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

- ハ 当該年度における法第七十七条の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額
 - 二 後期高齢者支援金等賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。
 - イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
 - ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
 - ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額
 - 三 当該後期高齢者支援金等賦課額は、前号イからハまでに掲げる後期高齢者支援金等賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。
 - 四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該後期高齢者支援金等賦課額の限度額（次号において「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。
 - 五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が後期高齢者支援金等賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。
 - 六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定するものであること。
 - 七 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。
 - イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で按分すること。
 - ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。
 - ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。
 - 八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、二十四万円を超えることができないものであること。
- 4 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 当該介護納付金賦課額（次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項において「介護納付金賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。
 - イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額
 - ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額
 - (1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事

業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

二 介護納付金賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

三 当該介護納付金賦課額は、前号イからハまでに掲げる介護納付金賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該介護納付金賦課額の限度額(次号において「介護納付金賦課限度額」という。)を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を介護納付金賦課被保険者に係る固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が介護納付金賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を介護納付金賦課被保険者の数に按分して算定するものであること。

七 第三号の世帯別平等割額は、第二号イ及びロの世帯別平等割総額を介護納付金賦課被保険者が属する世帯の数に按分して算定するものであること。

八 第三号の介護納付金賦課額は、十七万円を超えることができないものであること。

5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

二 世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法

第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(以下この号及び第三号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号及び第三号において「給与所得者等の数」という。))が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額(第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十九万五千円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない場合においては、当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額(世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険者均等割額)を減額するものであること。

二 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算するものであること。

三 前二号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める割合を乗じて得た額であること。

イ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯 十分の七

ロ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十九万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イに掲げる世帯を除く。) 十分の五

ハ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イ又はロに掲げる世帯を除く。) 十分の二

四 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ

又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 前号イに掲げる世帯 十分の六

ロ 前号ロに掲げる世帯 十分の四

五 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、前二号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 第三号イに掲げる世帯 十分の五

ロ 第三号ロに掲げる世帯 十分の三

六 世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額（当該世帯に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者につき第二項及び第三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（前各号に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

七 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額であること。

八 世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下この号及び次号において「出産被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する所得割額（出産被保険者につき前三項の規定に基づき算定した所得割額に限る。同号において同じ。）及び被保険者均等割額（出産被保険者につき前三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（第一号から第五号までに規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

九 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日（厚生労働省令で定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として算定した額であること。

（特例対象被保険者等に係る特例）

第二十九条の七の二 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における前条第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項第四号中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法第三百十四条の二第二項」と、同条第五項第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号及び第三号において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」とする。

2 前項に規定する特例対象被保険者等とは、都道府県が当該都道府県内の市町村とともにを行う国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者のうち次の各号のいずれかに該当する者（これらの者の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十四条第二項第一号に規定する受給資格（以下この項において「受給資格」という。）に係る同法第四条第二項に規定する離職の日の翌日の属する年度の翌年度の末日までの間にある者に限る。）をいう。

一 雇用保険法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者

二 雇用保険法第十三条第三項に規定する特定理由離職者であつて受給資格を有するもの

○国民健康保険法施行規則

(令第二十九条の七第二項第四号ただし書及び第六号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法)

第三十二条の九 令第二十九条の七第二項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第六号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。）が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の保険料の基礎賦課額（当該基礎賦課額が基礎賦課限度額を超える場合には、当該世帯主に対する保険料の基礎賦課額を基礎賦課限度額として計算した基礎賦課額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ令第二十九条の七第二項第一号の基礎賦課総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

(令第二十九条の七第三項第四号ただし書及び第五号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法)

第三十二条の九の二 令第二十九条の七第三項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第五号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（以下この条において「補正前の保険料の後期高齢者支援金等賦課額」という。）が後期高齢者支援金等賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の保険料の後期高齢者支援金等賦課額（当該後期高齢者支援金等賦課額が後期高齢者支援金等賦課限度額を超える場合には、当該世帯主に対する保険料の後期高齢者支援金等賦課額を後期高齢者支援金等賦課限度額として計算した後期高齢者支援金等賦課額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ令第二十九条の七第三項第一号の後期高齢者支援金等賦課総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年一月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第十七号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。
第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改める。

第二十九条の七第三項第八号中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同条第五項第一号中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に、「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同項第三号口中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同号八中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 この政令による改正後の第二十九条の七第三項及び第五項の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 武見 敬三
内閣総理大臣 岸田 文雄

第二百一条の次に次の二条を加える。
(被保険者番号等の利用制限等)
第二百一条の二 厚生労働大臣、市町村、介護サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等(被保険者番号(厚生労働大臣が介護保険事業において市町村を識別するための番号として、市町村ごとに定めるものをいう。)及び被保険者番号(市町村が被保険者の資格を管理するための番号として、被保険者ごとに定めるものをいう。))をいう。以下この条において同じ。)を利用する者として厚生労働省令で定める者(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。
3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めるてはならない。
一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。
二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者番号等を含む情報の集合物であつて、これらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。
一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。
二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。
5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。
(報告及び検査)
第二百一条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していることを認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第二百五条の三「者」を「場合」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条の次に次の二条を加える。
第二百五条の四 第二百一条の第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の次に次の一条を加える。
第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 人格のない社団等については前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
附則
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中国民健康保険法第七十二条第三項、第八十二条の二第三項第一号及び第四項、第八十五条の二、第八十五条の三第三項並びに第八十三条の二第二項の改正規定、第六条中高年齢者の医療の確保に関する法律第四条に一項を加える改正規定、同法第六条、第七条第二項及び第八条第四項の改正規定、同法第五項の改正規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)、同法第九条第二項及び第三項の改正規定、同法第四項の改正規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)、同法第五項、第七項及び第十項並びに同法第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条、第十六条第三項、第三十八條第一項及び第五十七條の二の改正規定、第七條の規定並びに第十二條の規定並びに次条第一項並びに附則第四条、第七條、第八條、第十二條、第十五條、第十七條及び第十八條の規定 公布の日
二 第八条中医療法の目次の改正規定(第九節 監督(第六十三條―第六十九條)を「第九節 監督(第六十三條―第六十九條)」に改める部分に限る。)、同法第六条の三第三項の改正規定及び同法第六章に一節を加える改正規定並びに附則第十三條及び第三十一條の規定 令和五年八月一日
三 第三条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。))並びに第五条中地方税法第七百三条の四第三項の改正規定(同項第二号二中「国民健康保険法」の下に「第七十三條の二第一項に規定する出産育児交付金を含む。同法」を加える部分を除く。)、同法第十二項及び第二十項の改正規定並びに同法第七百三条の五に一項を加える改正規定並びに附則第六條及び第二十五條の規定 令和六年一月一日
四 第四条中国民健康保険法第六十四条及び第八十五条の三第二項第二号の改正規定、第六條中高年齢者の医療の確保に関する法律第八條第五項の改正規定(「推進」の下に「、医療法第六條の三第一項に規定するかかりつけ医機能(次条第四項において「かかりつけ医機能」という。)の確保」を加える部分に限る。))及び同法第九條第四項の改正規定(「推進」の下に「、かかりつけ医機能の確保」を加える部分に限る。)、第八條中医療法の目次の改正規定(第二号に掲げる改正規定を除く。)、同法第五條第一項及び第六條の二第一項の改正規定、同法第二章第一節中第六條の四の三を第六條の四の四とし、第六條の四の三を第六條の四の三とし、第六條の四の四の次に一項を加える改正規定、同法第十六条の二第一項第三号、第二十九條第三項第三号及び第四項第三号並びに第三十條の三第二項の改正規定、同法第三十條の三の二に一項を加える改正規定、同法第三十條の四第二項第十号の次に一を加える改正規定、同法第三十條の五、第三十條の六第一項、第三十

第八十二条の二第一項中「図るため」の下に「おおむね六年ごとに」を加え、同条第二項に次の二号を加える。

五 都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関する事項

六 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

第八十二条の二第三項第一号及び第二号を削り、同条第三号を同項第一号とし、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 都道府県は、おおむね三年ごとに、第二項各号に掲げる事項（第三項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。）について分析及び評価を行うよう努めるとともに、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保及び当該都道府県の保険料の水準の平準化の推進その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該都道府県の都道府県国民健康保険運営方針を変更するものとする。

第八十五条の三第二項第二号中「第六十四条第三項」を「第六十四条第四項」に改め、「組合」の下に「並びに市町村から委託を受けて同条第三項の規定による事務を行う都道府県」を加える。

第十三条の三第二項中「及び法令」を「法令」に改め、「定めるもの」の下に「及び介護保険法第三十条の規定により介護保険を行う市町村」を加える。

第九十九条の規定により介護保険を行う市町村」を加える。

第九十九条の二中「附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十四条第四項及び第九十九条第二項並びに附則第十九条において準用する同法第五十二条第一項及び第九十九条第三項」を削る。

附則第六条から第八条までを削る。

附則第九条の見出し中「国の負担等」を「保険料の徴収」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第十條第一項の規定による拠出金」を削り、同項を同条とし、同条を附則第六条とする。

附則第十條から第二十一條の五までを削る。

附則第二十二條中「第六十九條中「及び」を「第六十九條中「並びに」に、後期高齢者支援金等（を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（に、後期高齢者支援金等」という。）及び」を「後期高齢者支援金等」という。並びに」に改め、「附則第九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「附則第九條第二項」を「前条に改め、」と、附則第七條第一項第二号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、附則第二十一條第三項第二号中「調整対象基準額」とあるのは「調整対象基準額及び当該特定健康保険組合が負担した病床転換支援金の合算額」と、同条第四項第二号中「調整対象基準額」とあるのは「調整対象基準額及び当該特定健康保険組合が負担した病床転換支援金の合計額」と削り、同条を附則第七條とし、附則第二十三條を附則第八條とし、附則第二十四條を附則第九條とし、同条の次に次の一項を加える。

（令和六年度及び令和七年度の出生育児交付金の特例）

第十條 令和六年度及び令和七年度においては、第七十三條の二第二項において準用する健康保険法第五十二條の四「額に」とあるのは「額の二分の一に相当する額に」と、同項において準用する同法第五十二條の五中「の額に」とあるのは「の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の二分の一に相当する額に」とする。

附則第二十五條を削る。

（地方税法の一部改正）

第五條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百三條の四第一項第一号中「及び同法」を「同法」に、「並びに」を「及び同法の規定による出産育児関係事務費拠出金並びに」に改め、同条第三項中「算定される」の下に「所得割額」を加え、同項第二号中「国民健康保険法」の下に「第七十三條の二第一項に規定する出産育児交付

金を含み、同法」を加え、及び第七十二條の三の二第一項を「第七十二條の三の二第一項及び第七十二條の三の三第一項」に改め、同条第十二項中「算定される」の下に「所得割額」を加え、同項第二号中「及び第七十二條の三の二第一項」を「第七十二條の三の二第一項及び第七十二條の三の三第一項」に改め、同条第二十項中「算定される」の下に「所得割額」を加え、同項第二号中「及び第七十二條の三の二第一項」を「第七十二條の三の二第一項及び第七十二條の三の三第一項」に改める。

第七百三條の五に次の一項を加える。

3 市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

附則第三十八條及び第三十八條の二を削り、附則第三十八條の三を附則第三十八條とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第六條 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十八條―第二百二十四條）」を「第四款 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十八條―第二百二十四條）」を「第五款 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第二百二十四條の二―第二百二十四條の八）」に改める。

第四條に次の一項を加える。

2 前項に規定する住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組においては、都道府県は、当該都道府県における医療提供体制（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十條の三第一項に規定する医療提供体制をいう。）の確保並びに当該都道府県及び当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の国民健康保険事業の健全な運営を担う責務を有することに鑑み、保険者、第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合（第八條から第十六條まで及び第二十七條において「後期高齢者医療広域連合」という。）、医療関係者その他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を果たすものとする。

第六條中（昭和二十三年法律第二百五号）を削る。

第七條第二項中（特別区を含む。以下同じ。）を削る。

第八條第四項第一号及び第二号中「関し」の下に「医療費適正化の推進のために」を加え、同項第四号中「第四十八條に規定する」及び「以下この条から第十六條まで及び第二十七條において」後期高齢者医療広域連合」という。）を削り、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「各都道府県の医療計画（医療法第三十條の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）に基づく事業の実施による病床の機能（同法第三十條の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）の分化及び連携の推進の成果」を「前号に掲げる事項、第一号及び第二号の目標を達成するための」に、「第十一條第八項」を「第十一條第七項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 各都道府県の医療計画（医療法第三十條の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能（同法第三十條の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）の分化及び連携の推進の成果に関する事項

第八條第五項中「推進」の下に「医療法第六條の三第一項に規定するかかりつけ医機能（次条第四項において「かかりつけ医機能」という。）の確保」を「取組」の下に「並びに国民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供」を加える。

（地方税法の一部改正）

2 健康保険法第五十二条の三から第五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に關する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百一十三条中「前条」を「第百一十二条」に改める。

第百一十一条第二項第一号中「予想額」の下に「第百一十二条の二第一項に規定する出産育児交付金の額を除く。」を加える。

第百一十三条の十第一項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（附則第七条において「基金」という。）を「基金」に改め、同条第二項中「及び法令」を「法令」に改め、定めるもの」の下に「並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区」を加える。

附則第七条を削る。

附則第八條中「前条の規定により読み替えられた」を削り、「及び国民健康保険法」とあるのは「同法附則第七条第一項の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び国民健康保険法」を「並びに同法」とあるのは「同法」と、「介護保険法」とあるのは「並びに同法附則第七条第一項の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、「介護保険法」に改め、第百一十四条第一項の下に「及び第百一十一条第二項第二号」を加え、「及び退職者給付拠出金」を「及び後期高齢者支援金等」に改め、「病床転換支援金等及び退職者給付拠出金」とを削り、「第百一十一条第二項第二号中「及び」とあるのは、「病床転換支援金等及び」を、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」に、「第百一十一条第十項」を「同条第十項」に、「附則第七条」を「第二項第二号」に、「附則第八條」を「附則第七条の規定により読み替えられた第二項第二号」に改め、同条を附則第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例）

第八條 令和六年度及び令和七年度においては、第百一十二条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四及び第百五十二条の五中「同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額と同年度」とする。

（国民健康保険法の一部改正）

第三条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第三項中「適正化」の下に「以下「医療費適正化」という。」を加える。

第七十二条の三の二の次に次の一条を加える。

第七十二条の三の三 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第三項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に關する特別会計に繰り入れなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十二条の四第一項中「及び」を、「第七十二条の三の二第一項及び」に改める。

第七十四条中「第七十二条の三の二第二項」の下に、「第七十二条の三の三第二項」を加える。

第七十五条中「第七十二条の三の二第三項」の下に、「第七十二条の三の三第三項」を加える。

第八十二条の二第三項第一号及び同条第四項中「医療に要する費用の適正化」を「医療費適正化」に改める。

第八十五条の二中「確保並びに」を「確保を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進」に改め、「増進」の下に「並びに医療費適正化」を加える。

第八十五条の三第三項中「増進」の下に「並びに医療費適正化」を加え、「事務」を「業務」に改める。

第百一十三条の二第一項中「事項」の下に、「被保険者の保険給付を受けた事由が第三者の行為によつて生じたものであることを確認するために必要な事項」を加える。

附則第九條第一項中「及び第七十二条の三の二第一項」を、「第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に改める。

第四条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第八十二条の二第二項第二号」を「並びに第八十二条の二第二項第二号」に「附則第七条第一項第三号並びに第二十一条第三項第三号及び第四項第三号」を「第六項」に改める。

第六十四条第三項中「組合」の下に「並びに市町村から委託を受けて前項の規定による事務を行う都道府県」を「取得した」の下に「同項の」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保するため、広域的又は専門的な見地から必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、市町村から委託を受けて、当該市町村が第一項の規定により取得した同項の請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務の全部又は一部を行うことができる。

第六十四条に次の一項を加える。

5 国は、市町村から委託を受けて第三項の規定による事務を行う都道府県に対し、当該事務が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第六十九条中「及び同法」を「並びに同法」に、「後期高齢者支援金等」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金」に、「並びに」を「」に改め、「介護納付金」という」の下に「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）」の規定による「流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）」を加える。

第七十条第一項中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）」の規定による「及び」以下「流行初期医療確保拠出金」という」を削る。

第七十三条の次に次の一条を加える。

（出産育児交付金）

第七十三条の二 出産育児一時金の支給に要する費用（健康保険法第百一条の政令で定める金額）第五十八条第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法第百一条の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。に係る部分に限る。の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に關する法律第百二十四条の四第一項の規定により支払基金が都道府県又は組合に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

2 健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に關する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十四条中「前条」を「第七十三条」に改める。

第七十八条中「附則第十條第一項に規定する拠出金を除く。第九十一条第一項において同じ。」を削る。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年五月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第三十一号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律
(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第七条の二第三項中「及び同法」を「並びに同法」に、「後期高齢者支援金等」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金」に改める。

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

介護保険法施行令の改正を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を定めるため提案する。

2 根拠法規

介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第2項

3 条例の概要

- (1) 令和6年度から令和8年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率を定めることとした。（第8条関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（第10条関係）
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(保険料率)</p> <p>第8条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>18,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>29,052円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>44,224円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>51,648円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,560円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>74,244円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>80,700円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>96,840円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第8条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>17,928円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>26,892円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41,832円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>47,808円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>59,760円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>68,724円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は<u>第10号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>74,700円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は<u>第10号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>89,640円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保</p> |

除料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 103, 296円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される除料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 119, 436円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される除料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 135, 576円

ア 合計所得金額が8,000,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される除料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 142, 032円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上12,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される除料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）

除料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イ

に該当する

者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 95, 616円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される除料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ

に該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 110, 556円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される除料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）

に該当する者を除く。）

に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。

)

(13) 次のいずれかに該当する者 148,488円

ア 合計所得金額が12,000,000円以上15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 154,944円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上21,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 161,400円

ア 合計所得金額が21,000,000円以上37,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 167,856円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)

第10条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 125,496円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)

第10条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、

第8号口、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 略
- 5 略

第8号口又は第9号口 _____ に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第9号まで _____ のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 略
- 5 略

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例参照条文

○介護保険法

(保険料)

第二百二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第四百七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない。

○生活保護法

(用語の定義)

第六条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

4 この法律において「金銭給付」とは、金銭の給与又は貸与によつて、保護を行うことをいう。

5 この法律において「現物給付」とは、物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

○介護保険法施行令（介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）の規定による改正後のもの）

(特別の基準による保険料率の算定)

第三十九条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第十三号に掲げる第一号被保険者の区分を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

二 次のいずれかに該当する者 十分の四・五五を標準として市町村が定める割合

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの（ロに該当する者を除く。）

(1) 市町村民税世帯非課税者

(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの

ニ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第三

- 号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。)
- 二 次のいずれかに該当する者 十分の六・八五を標準として市町村が定める割合
- イ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が百二十万円以下であり、かつ、前号に該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。)
- 三 次のいずれかに該当する者 十分の六・九を標準として市町村が定める割合
- イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。)
- 四 次のいずれかに該当する者 十分の九を標準として市町村が定める割合
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。)
- 五 次のいずれかに該当する者 十分の十を標準として市町村が定める割合
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。)
- 六 次のいずれかに該当する者 十分の十を超える割合で市町村が定める割合
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。)
- 七 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。)
- 八 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）
- 九 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）
- 十 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）
- 十一 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）
- 十二 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）
- 十三 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
- 十四 前各号のいずれにも該当しない者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
- 2 市町村は、前項の規定により、同項各号に定める割合、同項第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに規定する額並びに同項第十三号に掲げる第一号被保険者の区分を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額に基づいて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区分に応じて定める割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。
- 3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の基準額の算定について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項各号」とあるのは「次条第一項各号」と、「標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）」とあるのは「割合」と読み替えるものとする。
- 4 前条第十項の規定は、法第四百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財政安定化事業を行う市町村について前項の規定を適用する場合において準用する。
- 5 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第四百四十六条に規定する

政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の一・七を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

6 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の二を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

7 第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の〇・〇五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

十 次のいずれかに該当する者 十分の十九

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたるならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。）

十一 次のいずれかに該当する者 十分の二十一

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたるならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、又は次号ロに該当する者を除く。）

十二 次のいずれかに該当する者 十分の二十三

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたるならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、に該当する者を除く。）

第三十八条第七項中「第三号まで」を「第四号及び第五号」を「第五号から第十号まで」に改め、同項第一号中「十分の五」を「十分の五・四五」に改め、同項第二号中「及び第三号」を削り、「十分の二・五」を「十分の三・一五」に改め、同項第五号中「及び第九号」を削り、「十分の六」を「十分の五」に改め、同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第一項第三号 十分の三・一

第三十八条第七項に次の五号を加える。

七 第一項第九号 十分の七

八 第一項第十号 十分の九

九 第一項第十一号 十分の十一

十 第一項第十二号 十分の十三

十一 第一項第十三号 十分の十四

第三十八条第八項中「同項第九号」の下に「から第十三号まで」を加え、同条第十二項中「十分の〇・五」を「十分の〇・〇五」に改め、同項第十三項とし、同条第十一項中「十分の二・五」を「十分の二」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「十分の二」を「十分の一・七」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

九 次の各号に掲げる基準所得金額は、前項の規定により定める額に、それぞれ当該各号に定める額を加えた額とする。ただし、当該額に前項のことが適当でない認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が第一項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

一 第一項第九号の基準所得金額 百万円

二 第一項第十号の基準所得金額 二百万円

三 第一項第十一号の基準所得金額 三百万円

四 第一項第十二号の基準所得金額 四百万円

第三十九条第一項中「第九号」を「第十三号」に改め、同項第一号中「十分の五」を「十分の四・五五」に改め、同項第二号中「又は第九号ロ」を「第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ」に改め、同項第二号中「十分の七・五」を「十分の六・八五」に改め、同項ロ中「又は第九号ロ」を「第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ」に改め、同項第一

第三号中「十分の七・五」を「十分の六・九」に改め、同号ロ並びに同項第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ及び第七号ロ中「又は第九号ロ」を「第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ」に改め、同項第八号ロ中「又は次号ロ」を「次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ」に改め、同項第九号ロ中「部分を除く。」の下に「次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ」を加え、同項第十号を第十四号とし、第九号の次に次の四号を加える。

十 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超えて市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたるならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）

十一 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超えて市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたるならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）

十二 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超えて市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたるならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、又は次号ロに該当する者を除く。）

十三 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超えて市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたるならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、に該当する者を除く。）

第三十九条第二項中「及び第九号イ」を「第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イ」に、「同項第九号」を「同項第十三号」に改め、同条第四項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同条第五項中「十分の二」を「十分の一・七」に改め、同条第六項中「十分の二・五」を「十分の二」に改め、同条第七項中「十分の〇・五」を「十分の〇・〇五」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第三十八条第十項から第十二項まで」を「第三十八条第十一項から第十三項まで」に改める。

第十三条中「第三十八条第九項」を「第三十八条第十項」に改める。

厚生労働大臣 武見 敬三

内閣総理大臣 岸田 文雄

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年一月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第十三号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百二十九条第二項及び第百四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。
第三十八条第一項第一号中「十分の五」を「十分の四・五五」に改め、同号二中「又は第八号口」を「第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口又は第十二号口」に改め、同項第二号中「十分の七・五」を「十分の六・八五」に改め、同号口中「又は第八号口」を「第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口又は第十二号口」に改め、同項第三号中「十分の七・五」を「十分の六・九」に改め、同号口並びに同項第四号口及び第五号口中「又は第八号口」を「第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口又は第十二号口」に改め、同項第六号口中「及び第八号口」を「第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口及び第十二号口」に改め、同項第七号口中「又は次号口」を「次号口、第九号口、第十号口、第十一号口又は第十二号口」に改め、同項第八号口中「部分を除く。」の下に「、第十四」に改め、同号と同項第十三号とし、同項第八号の次に次の四号を加える。
九 次のいずれかに該当する者 十分の十七
イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されなければならない保護を必要としない状態となるもの(第一号イ(1)に係る部分を除く)、次号口、第十一号口又は第十二号口に該当する者を除く。